

# Ⅲ 資料編

1	高齢者，障がい者等の身体的特性及び配慮事項	183
2	幅や広さ等の基本的な考え方	185
3	滑りにくい材料	192
4	色の対比・輝度	194
5	緊急情報伝達手段	195
6	宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例	196
7	宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例施行規則	201
8	宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例の施行における協議書等の様式を定める要領	217





# 1 高齢者，障がい者等の身体的特性及び配慮事項

高齢者，障がい者等に配慮した計画で最も重視されるのは，それぞれの身体的特性，特に移動と利用上の制約です。これは，歩行面に段差がないことや幅員が確保されていることで解決されることもあります。例えば，視覚障がい者の場合には，行き先を誘導すること等の配慮が求められます。

区分	身体的特性	配慮事項
1 上肢障がい者	手指を使った細かい動作ができない。	戸の取っ手，洗面器の水栓，便所の水栓，ボタン・スイッチ類の形状
	強い力が出せないために，重いものや大きいものが扱えない。	戸の開閉の構造
	手の届く範囲が限られている。	戸の取っ手，洗面器の水栓，便所の水栓，ボタン・スイッチ類の位置
	バランスが取りにくいいため，転倒しやすい。	手すりの設置，床面の仕上げ
2 車いす使用者	垂直移動ができない。	エレベーター・エスカレーターの設置
	段差が乗り越えられない。	段差の解消，傾斜路の設置
	砂利道やぬかるみの通行が困難であり，溝や穴にはまると動けない。	敷地内の通路の表面の仕上げ，目の細かい溝蓋の設置
	幅が狭いと通行できない。	出入口・通路の幅の確保，曲がり角のすみ切り，便所・洗面所・客室等の広さ
	手の届く範囲が狭く，目線が低い。	コンセント・スイッチ類の位置，商品等の陳列
	座席より前に足のせがあるため，接近できない。	カウンター・記載台の下部空間の確保
	車いすから便器，浴槽への移乗が難しい。	十分な面積の確保，腰掛便器・浴槽の設置，手すりの設置
3 杖使用者等の歩行困難者	垂直移動が困難である。	エレベーター・エスカレーターの設置
	段差や斜面の移動が困難である。	段差の解消，階段のけあげ・踏面・幅
	狭いところで動きにくい。	出入口・通路の幅の確保
	杖の先端が滑りやすく，穴があると先端がはまる。	床面の仕上げ，目の細かい溝蓋の設置
	バランスが取りにくいいため，転倒しやすい。	手すりの設置
	立ったり座ったりの動作が困難で，低いところに手が届かない。	コンセント・スイッチ類の位置，便器の位置，商品等の陳列，手すりの設置

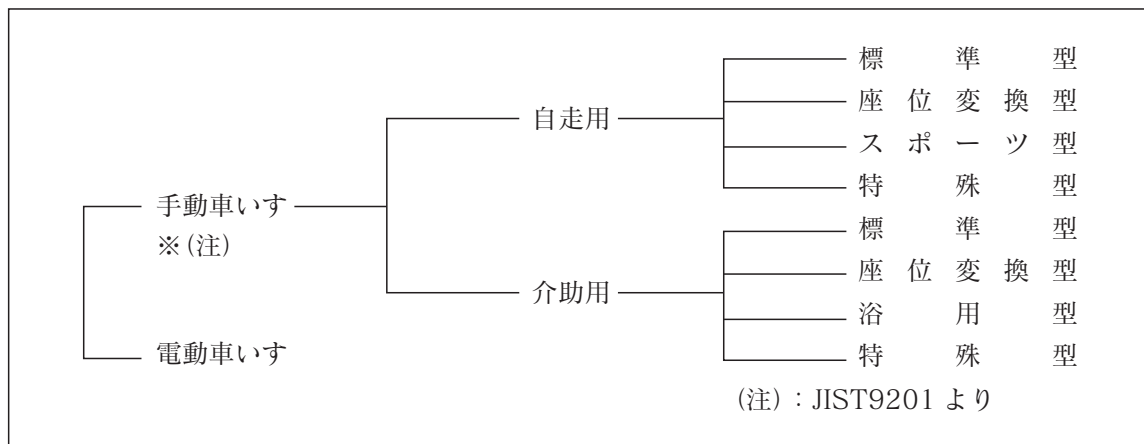
区分		身体的特性	配慮事項
4	視覚障がい者	見えない。	視覚障がい者用床材の敷設、点字案内板・触知図・音声誘導装置の設置、段差の解消、手すりの設置、通路上の障害物の除去、プラットホームからの転落防止
		見えにくい。	大きな文字・色のコントラストによる見やすく分かりやすい案内表示、視覚障がい者用床材の明度の差
5	聴覚障がい者	音声聞き取れない。	電光掲示板の設置、光・文字による緊急時の情報伝達、光走行式避難誘導灯の設置、FAXの設置、相手の顔が見える位置での応答窓口
		音声聞き取りにくい。	集団補聴装置の設置、電話機の音量調整装置
6	高齢者	筋力が低下し関節が硬化するなど運動機能が低下する。	段差の解消、手すりの設置、エレベーター・エスカレーターの設置、床面の仕上げ
		視力、聴力などの感覚機能の働く範囲が狭まり、鈍くなる。	大きな文字、色のコントラストによる見やすく分かりやすい案内表示、電光掲示板の設置
		環境への適応力や病気に対する抵抗力が低下し、疲れやすく、排泄機能も衰える。	便所の位置及び構造、休憩用いすの設置
7	妊産婦・乳幼児連れ	足元がわかりにくい。	段差の解消、通路の幅の確保、曲がり角のすみ切り、床面の仕上げ、戸の開閉の構造、階段のけあげ・踏面・幅
		疲れやすい。	エレベーター・エスカレーターの設置、休憩用いすの設置
		乳幼児連れである。	授乳場所の設置、便所にベビーベッドの設置、幼児用小便器付き便所の設置
8	内部障がい者	疲れやすく、体の無理がきかない。	休憩所の設置、エレベーター・エスカレーターの設置、傾斜路の設置

## 2 幅や広さ等の基本的な考え方

公共的施設の整備にあたり、整備基準の考え方は、主に車いす使用者、杖使用者等の動作寸法に基づいて設定しています。

それらの具体的な根拠と寸法は、以下のようになっています。

### (1) 車いすの種類

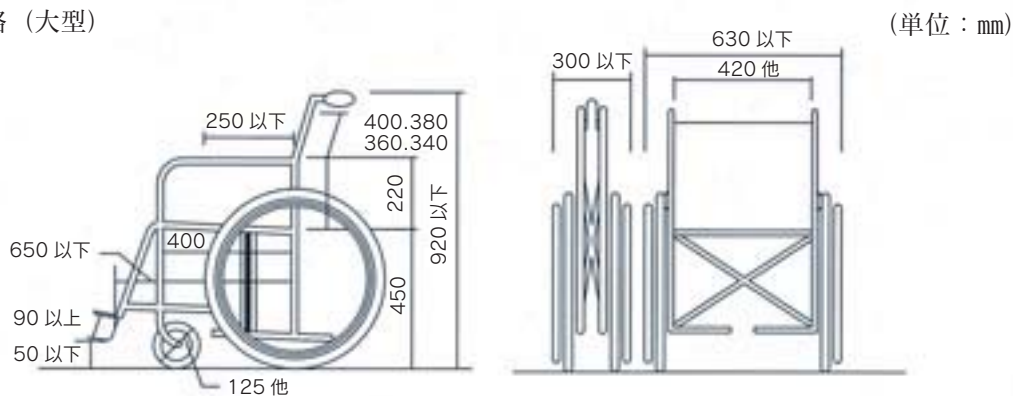


### (2) 車いすの寸法

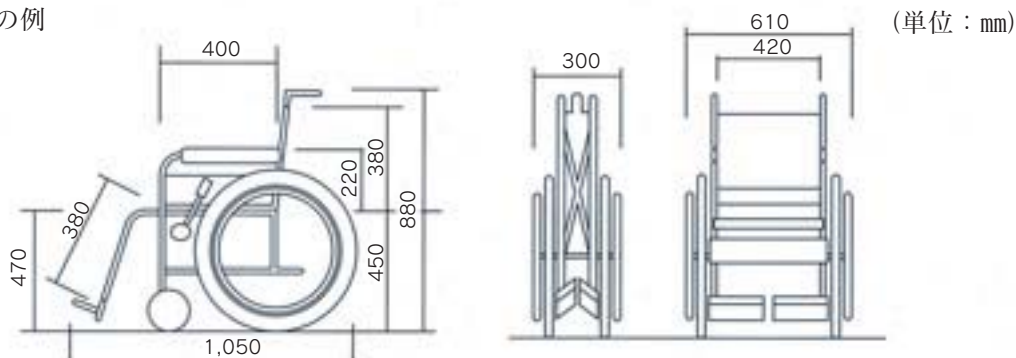
#### 【手動車いすの寸法 JIST9201 (車いす)】

車いすの形状・寸法は、JIS規格（日本工業規格）により定められています。形式は、手動の大型、中型、小型の3タイプがあります。この他に、スポーツ型、和室用や電動車いすなどがあります。また、屋外では電動三輪車の利用も多くなっています。

#### ①JIS規格（大型）



#### ②最新型の例



【電動車いすの寸法 JIST9203（電動車いす）】

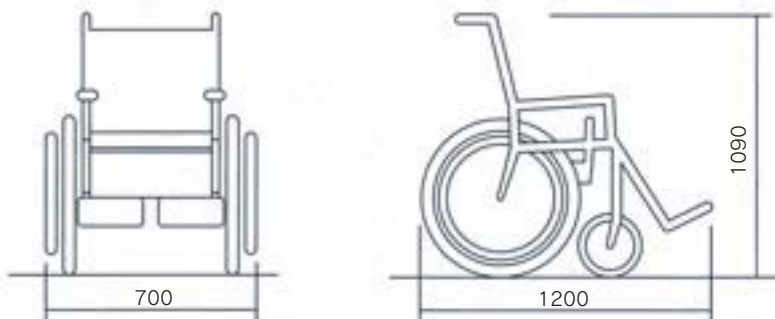
電動車いすの寸法は、JIS規格により定められています。

その性能は、登坂力10°（17.6%、約1/5.7）以上、段差の乗り越えは、4.0cm以上（屋外用）が可能です。

一充電連続走行時間は、平坦路4～5時間位（軽量型）のものが多数です。

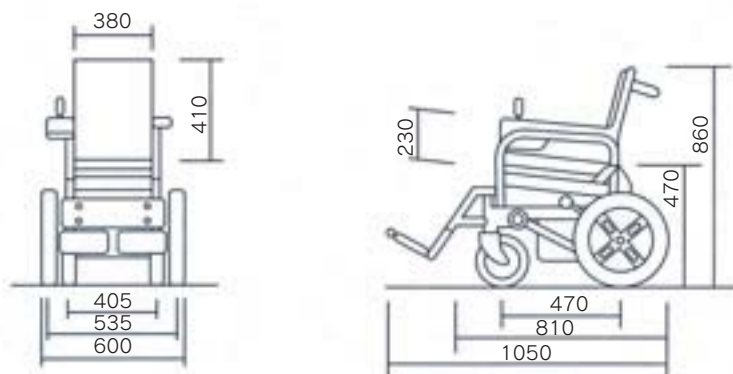
①JIS規格（最大値）

（単位：mm）



②最新型の例

（単位：mm）



【手動及び電動車いすの寸法 ISO7193, 7176/5（車いす）】

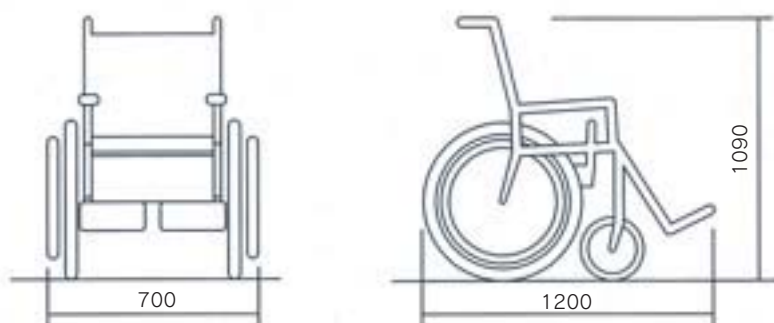
車いすの形状・寸法は、ISO（国際標準化機構：International Organization for Standardization）においても基準が定められています。

車いすの寸法の場合、次の最大値を超えない限り国際基準に適合しているものとみなされます。

全長：1200mm

全幅：700mm

全高：1090mm

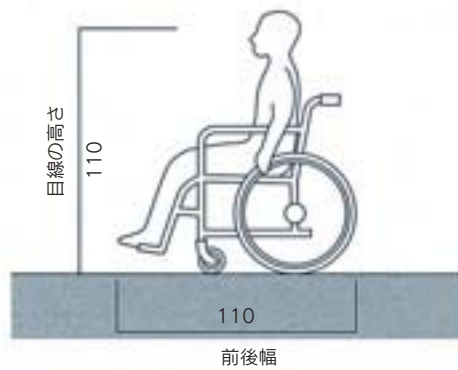
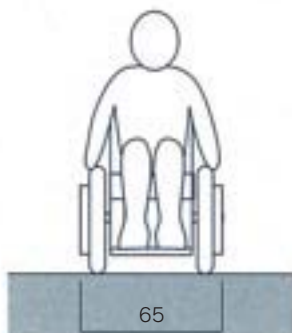


## 【車いす使用者の人間工学的寸法】

車いす使用者の人間工学的寸法は、以下のとおりです。

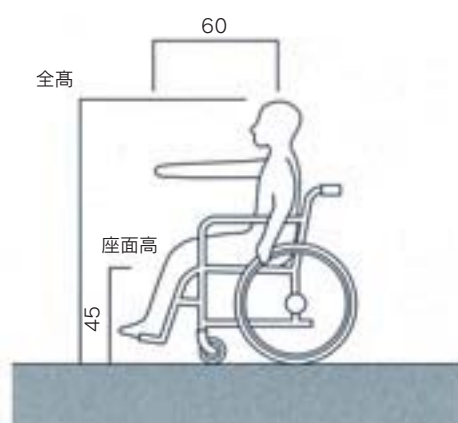
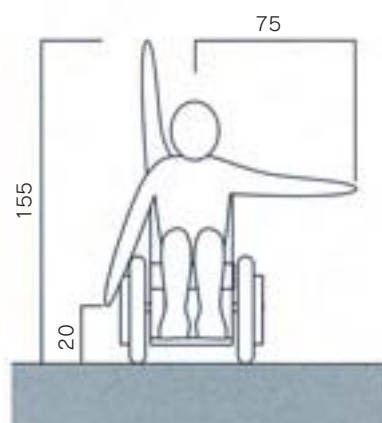
## ①人間工学的寸法

(単位：cm)



## ②手の届く範囲

(単位：cm)



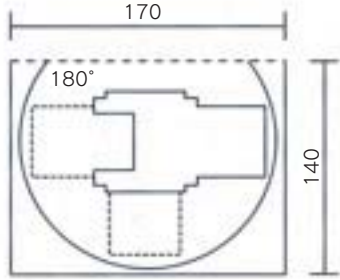
(3) 車いす使用者の基本動作寸法

車いす使用者にとって最小限必要な動作空間は、以下のとおりです。

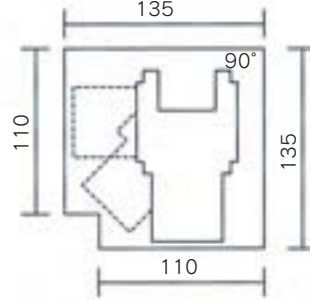
【手動車いすの最小限動作空間】

(単位：cm)

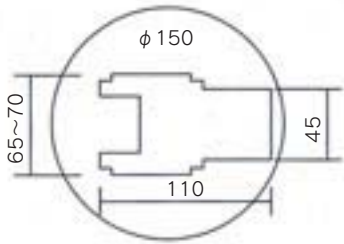
①180° 回転 (車輪中央を中心)



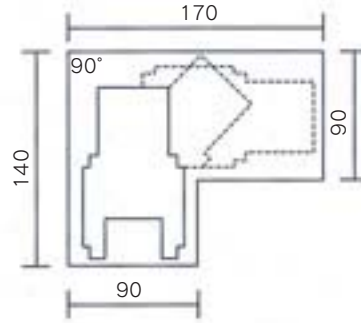
②90° 回転 (車軸中央を中心)



③最小の回転円



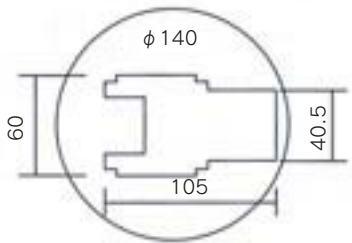
④直角路の通過



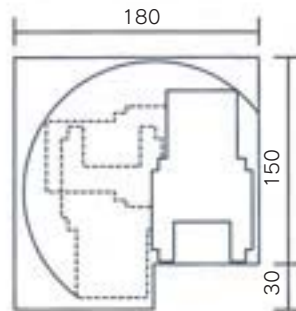
【電動車いすの最小動作空間】

(単位：cm)

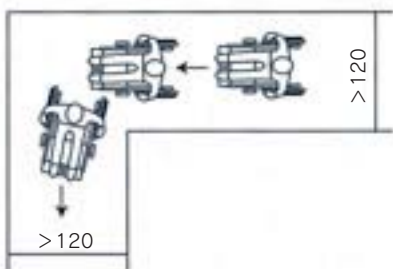
①360° 回転 (車軸中央を中心)



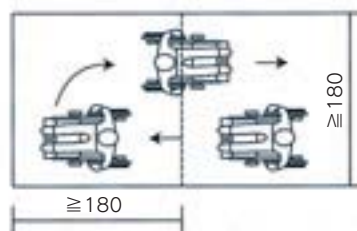
②180° 回転 (車軸中央を中心)



③直角路の通過 (屋外用)



④方向転換





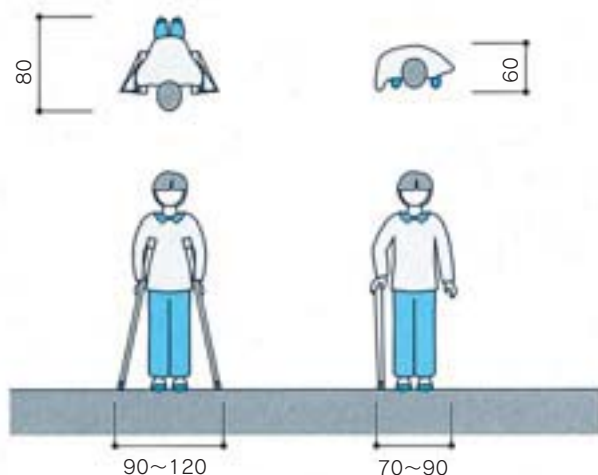
#### (4) 杖使用者の基本動作寸法

##### 【人間工学的寸法】

杖使用者の人間工学的寸法は、以下のとおりです。

- ・二本杖使用者の歩行時の幅は、90cmから120cm程度。
- ・杖を片手で使用した際の歩行時の幅は、70cmから90cm程度。
- ・低いところに手が届かない。(しゃがむことができない。)

(単位：cm)



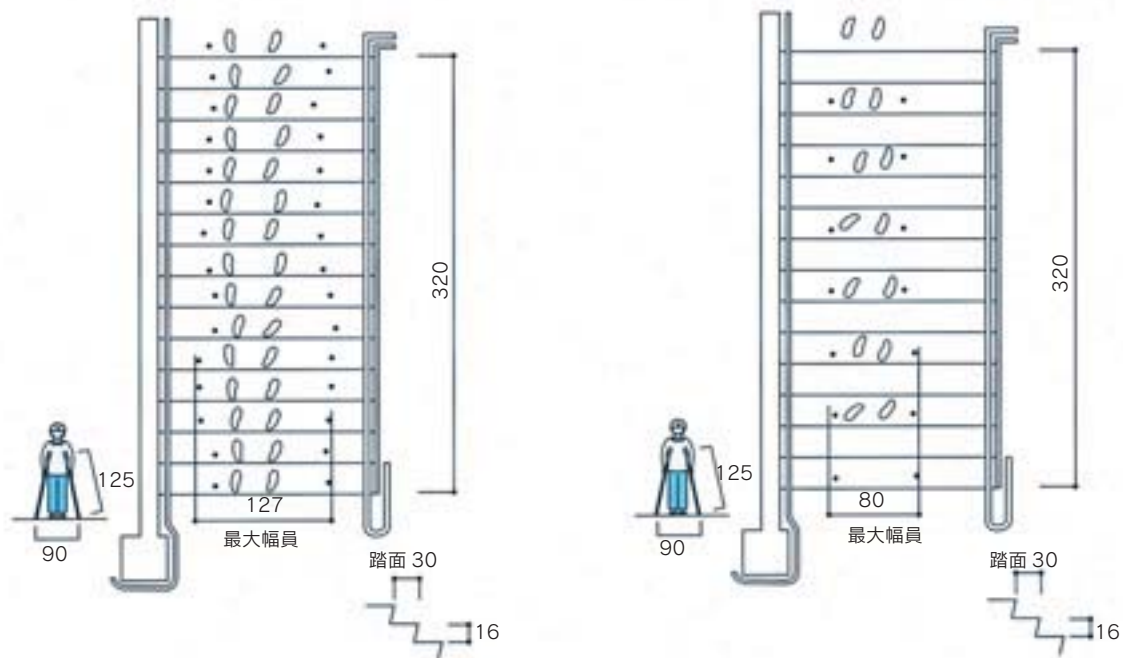
##### 【計画上必要な動作空間】

杖使用者にとって最小限必要な動作空間は、以下のとおりです。

(単位：cm)

##### ①二本杖の軌跡（階段の昇り）

##### ②二本杖の軌跡（階段の降り）



(5) 通路, 出入口, 階段に係る基本的な考え方

80cm	車いすが通過できる寸法
90cm	車いすで通過しやすい寸法
	通路を車いすで通行できる寸法
120cm	通路を車いすが通行しやすい寸法
	人が横向きになれば車いすとすれ違える寸法
	二本杖使用者が円滑に通過できる寸法
140cm	車いすが転回 (180° 方向転換) できる寸法
150cm	車いすが回転できる寸法
	人と車いすがすれ違える寸法
	二本杖使用者が円滑に上下できる階段幅の寸法
180cm	車いすが回転しやすい寸法
	車いすどうしがすれ違いしやすい寸法

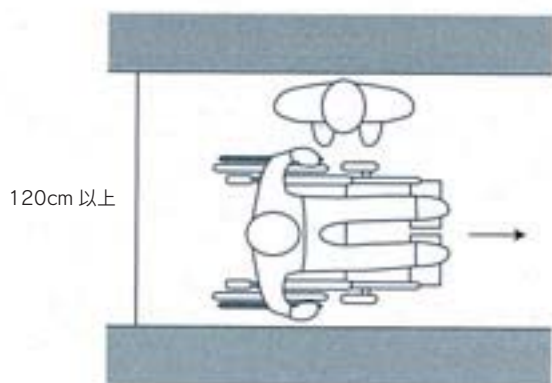
(参考) 上記の元となっている寸法体系

区 分	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	210
車いすが通過	○	○										
二本杖で通過	—	—	—	—	○							
車いすで通行		○	—	—	○							
二本杖で通行					○							
車いすと人のすれ違い					○	—	—	○				
車いすが方向転換							○	—	—	—	○	
車いすどうしのすれ違い											○	
車いすが回転								○	—	—	—	○
二本杖で階段を昇降					○	—	—	○				

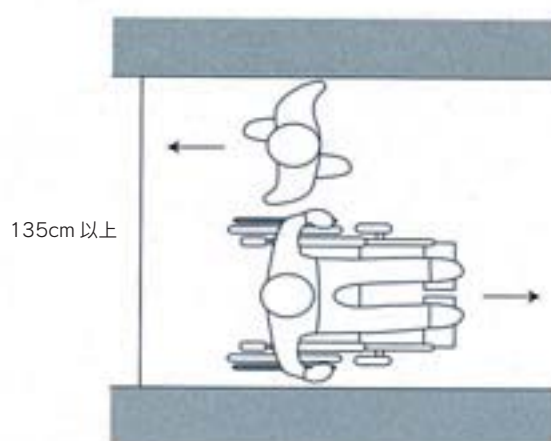
## (6) 通行に必要な有効幅

## ① 車いすが通行しやすい

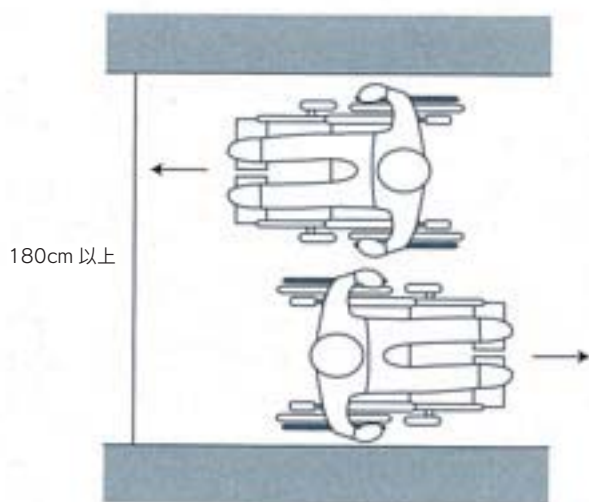
横向きの人と車いすとのすれ違い



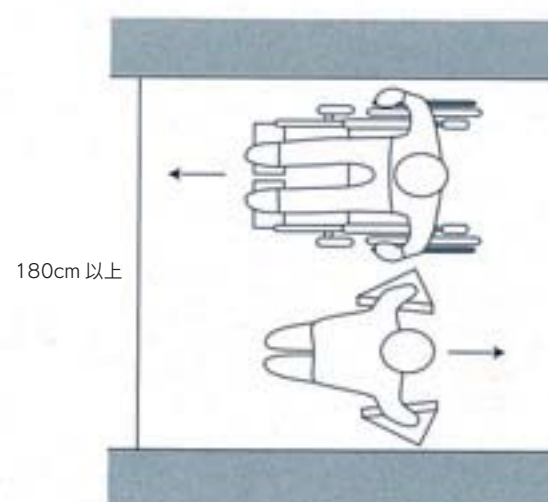
## ② 人と車いすとのすれ違い



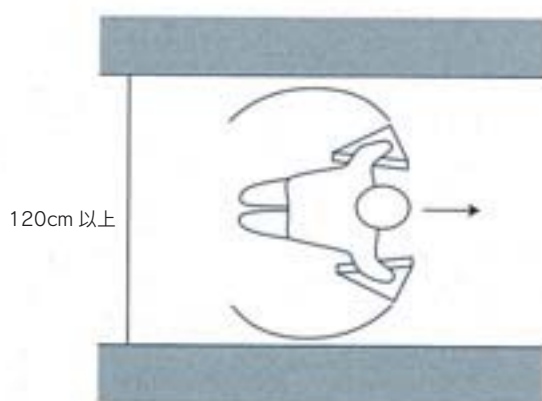
## ③ 車いすどうしがすれ違いやすい



## ④ 車いすと二本杖使用者とのすれ違い



## ⑤ 二本杖使用者が通行



# 3 滑りにくい材料

床及び傾斜路等の滑りは、利用者の安全性、快適性において非常に重要なものです。滑りやすさは、材料や仕上げの状態だけではなく、履物の底の材質、水や砂が付着するなどの表面状態にも大きく左右されるので、使用にあたっては、注意する必要があります。

## (1) 評価指標

床材の滑りにくさの指標として、JISA5705（ビニル系床材）付属書に定める「床材の滑り試験方法（斜め引張型）」によって測定される「滑り抵抗係数（C.S.R:Coefficient of Slip Resistance）」を用います。

## (2) 使用条件

C.S.Rを規定する際には、床の使用条件を勘案して、以下のうちから当該部位において可能性のある表面状態を検討します。

- ア 完全清掃の状態
- イ ほこり付着の状態
- ウ 水分付着の状態
- エ 油付着の状態

（ほこりや、水分の付着の有無により滑りやすさは、大きく異なるので、外部から持ち込まないように計画する必要があります。）

## (3) 材料及び仕上げ

床の材料及び仕上げは、当該部位の使用条件を勘案したうえで、原則としてC.S.Rが以下の値を満足する材料、仕上げとします。

ただし、体育館の床など激しい運動動作を行う箇所については、この限りではありません。（激しい運動動作を行う箇所では、あまり滑らない床も危険です。）

下足で歩行する部分	0.4~0.9
上足で歩行する部分	0.35~0.9
素足で歩行する部分	0.45~0.9
傾斜路部分	0.5~0.9

## (4) 滑りの差

同一の床において、滑り抵抗に大きな差（C.S.Rで0.2以上）がある材料の複合使用は避けます。（突然滑り抵抗が変化すると、滑ったり、つまずいたける危険が大きくなります。）

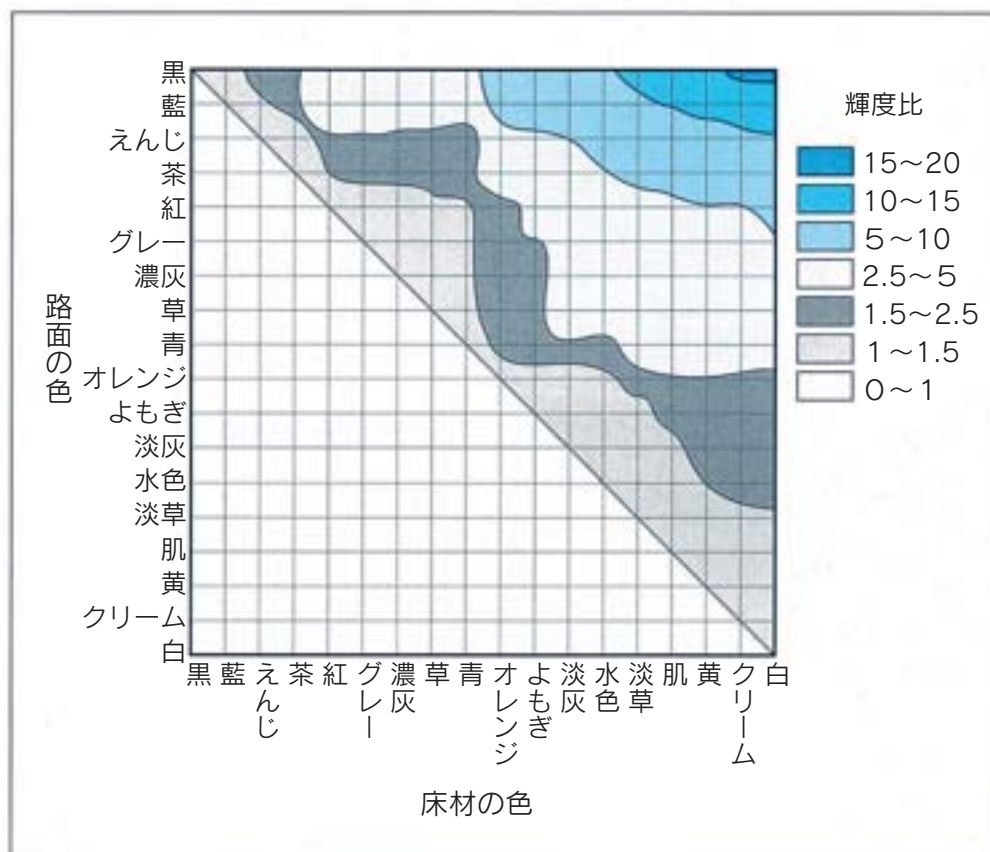


## 4 色の対比・輝度

さまざまな色の舗装材料が使われている中で、弱視者が視覚障がい者用床材を識別することは、困難な場合が多く、床材と周囲の路面との色の相対的な関係に視点を置く必要があります。

その指標として輝度比（床材の輝度／路面の輝度）を利用した組み合わせが示されており、この例では、通常、黄色の床材が好ましいが、黄色の舗装や風致地区などで、やむを得ず黄色以外の床材を必要とする場合、弱視者が識別でき、かつ晴眼者に違和感の少ない色として、ほぼ1.5～2.5という範囲が挙げられています。

【輝度比の参考】



※出典：「視覚障害者によせて 公共施設のための設備 12 選」池野通建株式会社

## 5 緊急情報伝達手段

緊急時の聴覚障がい者、視覚障がい者に対する有効な情報伝達手段には、以下のものが挙げられます。

障がい者別	緊急発生事実の伝達							緊急情報の伝達（避難情報）				避難方向等の伝達			
	非常ベル	自動式サイレン	自動音声警報	バイブレータ	キセノンランプ	磁気ループ等	非常用構内通報機等	非常放送	自動音声警報	非常文字表示	磁気ループ等	点滅形誘導灯	誘導音装置付誘導灯	視覚障がい者用床材等	光走行式避難誘導
視覚障がい	○	○	○	○	△		○	○	○			△	○	○	△
聴覚障がい				○	○	△	○			○	△	○			○

注) ○は、視覚障がい者又は聴覚障がい者全般に対し有効なもの

△は、光覚を有するもの又は難聴者に有効なもの



# 6 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉の まちづくり条例 (平成12年宇都宮市条例第18号)

## 目次

- 第1章 総則 (第1条-第6条)
- 第2章 福祉のまちづくりに関する施策の推進 (第7条-第12条)
- 第3章 市民福祉の増進 (第13条-第16条)
- 第4章 公共的施設の整備 (第17条-第27条)
- 第5章 公共交通手段及び住環境の整備 (第28条・第29条)
- 第6章 委任 (第30条)
- 附則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、高齢者、障害者及び児童をはじめとするすべての市民が個人として尊重され、様々な社会活動に主体的に参加できるよう、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、それぞれが相互に協力及び連携をして、笑顔でことばを交わし、健康でいきいきと暮らせるやさしさをはぐくむ福祉のまちづくり（以下「福祉のまちづくり」という。）を推進し、もって市民福祉の増進に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者その他日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受ける者をいう。
- (2) 公共的施設 病院、劇場、百貨店、ホテル、集会場、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるもの及びこれらに付帯する施設をいう。
- (3) 公共車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両及び自動車をいう。

#### (市民の責務)

第3条 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、主体的かつ積極的に福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

- 2 市民は、それぞれが相互に協力して、福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。
- 3 市民は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

#### (事業者の責務)

第4条 事業者は、地域社会を構成する一員として、福祉のまちづくりについて理解を深め、積極的に福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、他の事業者と協力して、福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。
- 3 事業者は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。
- 4 事業者は、この条例の趣旨にのっとり、自ら所有し、又は管理する公共的施設について、高齢者、障害者等



の安全かつ円滑な利用に供するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、この条例の目的を達成するため、福祉のまちづくりに関する施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、市民及び事業者が行う福祉のまちづくりに関する活動、公共的施設の整備その他の福祉のまちづくりの推進について、その自主性を尊重するとともに、必要に応じて支援するよう努めるものとする。

3 市は、この条例の趣旨にのっとり、自ら所有し、又は管理する公共的施設について、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な利用に供するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民、事業者及び市の協力及び連携)

第6条 市民、事業者及び市は、それぞれ相互に協力及び連携をし、一体となって福祉のまちづくりを推進するものとする。

2 市は、市民及び事業者と協力及び連携をして、福祉のまちづくりを推進する体制を整備するものとする。

## 第2章 福祉のまちづくりに関する施策の推進

(計画の策定)

第7条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な計画を定めるものとする。

2 前項の計画は、高齢者、障害者等が住み慣れた地域において自立した生活を営み、積極的に社会参加ができるよう保健福祉に関する効果的なサービスの提供が図れるものでなければならない。

(意識の高揚)

第8条 市は、市民及び事業者が自主的に福祉のまちづくりに関する活動に取り組むよう意識の高揚に努めるものとする。

(福祉に関する教育の充実)

第9条 市は、高齢者、障害者等に対する思いやりのある福祉の心をはぐくむため、福祉に関する教育の充実に努めるものとする。

(生涯学習の機会の確保)

第10条 市は、高齢者、障害者等が生きがいを持って、豊かな生活を送ることができるよう生涯学習の機会の確保に努めるものとする。

(情報の提供)

第11条 市は、市民及び事業者の福祉のまちづくりに関する自主的な活動を促進するため、情報の提供に努めるものとする。

(表彰)

第12条 市長は、福祉のまちづくりの推進について著しい功績のあると認められる者又は福祉のまちづくりの模範となる優良な事例に係るものに対し、宇都宮市表彰条例（平成12年条例第7号）の規定により、表彰するものとする。

### 第3章 市民福祉の増進

#### (健康の保持及び増進)

第13条 市民は、健康に関する意識を高め、自らの健康の保持及び増進に努めるものとする。

2 事業者は、その事業のために雇用している者の健康の保持及び増進に努めるものとする。

3 市は、市民が健康に関する意識を高め、健康の保持及び増進に努めることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

#### (児童の健全育成)

第14条 市民は、児童が心身ともに健やかに育つよう子育てに関する家庭環境を整備するとともに、地域における子育ての支援に努めるものとする。

2 事業者は、児童が心身ともに健やかに育つようその事業のために雇用している者の子育て及び地域における子育ての支援に努めるものとする。

3 市は、児童が心身ともに健やかに育ち、幸せな生活が送れるよう必要な施策を講ずるものとする。

#### (就業機会の確保)

第15条 事業者は、高齢者及び障害者の就業機会の確保に努めるとともに、その雇用する高齢者及び障害者に係る職場環境の整備に努めるものとする。

2 市は、高齢者及び障害者がその意欲と能力に応じて就業する機会が確保されるよう必要な施策を講ずるものとする。

#### (ボランティア活動への参加及び支援)

第16条 市民及び事業者は、福祉のまちづくりに関するボランティア活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者が行う福祉のまちづくりに関するボランティア活動を支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

### 第4章 公共的施設の整備

#### (整備基準)

第17条 市長は、公共的施設の構造及び設備の整備について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に当該施設を利用できるよう必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場その他の市長が必要と認めるものについて、公共的施設の区分に応じて規則で定めるものとする。

#### (整備基準の遵守)

第18条 公共的施設の新設又は改修（建築物にあっては、増築、改築、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替えをいい、用途の変更を含む。以下同じ。）をしようとする者（改修により、公共的施設に該当することとなる当該施設の改修をしようとする者を含む。）は、整備基準を遵守しなければならない。ただし、整備基準以上に高齢者、障害者等が安全かつ円滑に当該施設を利用できる場合、当該施設における地形、構造等の状況から整備基準による新設又は改修が著しく困難である場合その他これらに準ずる場合で、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(既存の公共的施設の整備)

第19条 この章の規定の施行の際、現に存する公共的施設を所有し、若しくは管理する者、又は現に公共的施設の新設若しくは改修を行っている者は、当該施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。

(維持保全)

第20条 整備基準に適合した公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該施設を引き続き当該整備基準に適合した状態に維持し、保全するよう努めなければならない。

(事前協議)

第21条 公共的施設のうち規則で定める種類及び規模に該当する施設（以下「特定施設」という。）の新設又は改修（改修により、特定施設に該当することとなる当該施設の改修を含む。以下同じ。）をしようとする者は、整備基準に係る当該施設の構造及び設備について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議しなければならない。協議した内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の協議（以下「事前協議」という。）は、特定施設の区分に応じ、規則で定める日までに開始しなければならない。

3 市長は、事前協議に係る特定施設について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用するための措置の確保を図るため必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(工事完了の届出)

第22条 事前協議をした者は、当該協議に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(完了検査)

第23条 市長は、前条の届出があったときは、当該届出に係る特定施設が整備基準に適合しているかどうかの検査を行うものとする。

2 市長は、前項の検査の結果、当該検査に係る特定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、前条の届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(適合証の交付)

第24条 市長は、前条第1項の検査の結果、当該検査に係る特定施設が整備基準に適合していると認めるときは、第22条の届出をした者に対し、整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）を交付する。

2 前項に定める場合を除くほか、公共的施設の所有者等は、当該施設を整備基準に適合させたときは、規則で定めるところにより、市長に対し、適合証の交付を請求することができる。

3 市長は、前項の請求があった場合において、当該請求に係る公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付する。

(勧告)

第25条 市長は、第21条第2項の規則で定める日までに事前協議を行わずに特定施設の新設又は改修に着手した者に対して、直ちに当該協議を行うよう勧告することができる。

2 市長は、事前協議を行った者が当該協議に係る特定施設の新設又は改修を行った場合において、工事の内容が当該協議と異なり、かつ、当該施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議を行った者に対し、

規則で定めるところにより、当該協議の内容に従った工事を行うことその他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第26条 前条の勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、宇都宮市行政手続条例（平成8年条例第41号）第35条の規定により、その事実等を公表するものとする。

(立入調査等)

第27条 市長は、この条例に施行に必要な限度において、特定施設を設置し、若しくは管理する者又は新設し、若しくは改修しようとする者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該施設若しくはその工事現場に立ち入らせ、整備基準への適合状況を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 第5章 公共交通手段及び住環境の整備

(公共交通手段の整備)

第28条 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう必要な整備に努めなければならない。

2 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等を運行するに当たり、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に当該車両等を利用できるよう案内標示設備の設置その他の必要な整備に努めなければならない。

(住環境の整備)

第29条 市民は、その所有する住宅について、当該住宅に居住する高齢者、障害者等が当該住宅を安全かつ円滑に使用できるよう配慮し、構造及び設備に関する必要な整備に努めなければならない。

2 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めなければならない。

## 第6章 委任

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第4章及び第5章の規定は、平成12年10月1日から施行する。

# 7 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例施行規則（平成12年宇都宮市規則第56号）

（趣旨）

第1条 この規則は、宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例（平成12年条例第18号。以下「条例」という。）第30条の規定に基づき、条例の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（公共的施設）

第2条 条例第2条第2号に規定する不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものは、別表第1各項の表左欄に掲げる施設とする。

（整備基準）

第3条 条例第17条第2項の規定による整備基準は、別表第2のとおりとする。

（特定施設）

第4条 条例第21条第1項に規定する規則で定める種類及び規模に該当する施設は、別表第1各項の表左欄に掲げる施設のうち当該右欄に定める規模に該当するものとする。

（事前協議）

第5条 条例第21条第1項の規定による協議は、同項前段の協議にあつては特定施設新設等事前協議書を、同項後段の協議にあつては特定施設変更事前協議書を市長に提出して行うものとする。

2 前項のそれぞれの協議書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 整備項目表

(2) 別表第3各項の区分に応じ、同項の表左欄に掲げる図書で、当該右欄に定める事項が明示されたもの（協議した内容を変更しようとする場合にあっては、当該変更に係るものに限る。）

3 条例第21条第2項に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる特定施設について、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請（この号において「確認申請」という。）を要する特定施設 確認申請をする予定日の30日前の日

(2) 前号以外の特定施設 新設又は改修工事に着手する予定日の30日前の日

（工事完了の届出）

第6条 条例第22条の規定による届出は、工事完了届出書によるものとする。

（適合証の交付請求等）

第7条 条例第24条第2項の規定による請求は、適合証交付請求書によるものとする。

2 前項の請求書には、第5条第2項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

3 適合証の証票の図柄は、市長が告示して定めるものとする。

4 適合証の交付を受けた者は、その適合証を当該特定施設を利用する者が見やすい場所に掲示するものとする。



(勧告)

第8条 市長は、条例第25条第2項の勧告をしようとするときは、あらかじめ、事前協議を行った者から必要な意見を聴くものとする。

2 条例第25条第2項の勧告は、事前協議を行った者に対し、事前協議に係る特定施設について、その協議の内容と異なり、かつ、整備基準に適合しない工事箇所を明示した上で、書面で通知することにより行うものとする。

(様式)

第9条 この規則に規定する協議書等の様式は、別に定める。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月28日規則第87号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月28日規則第43号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1(第2条、第4条関係)

1 建築物

施設の種類	施設の規模
(1) 病院又は診療所	すべての規模
(2) 劇場、観覧場、映画館又は演劇場	当該用途に供する部分の床面積の合計が <sup>3</sup> 100平方メートル以上
(3) 集会場又は公会堂	すべての規模
(4) 展示場	当該用途に供する部分の床面積の合計が <sup>3</sup> 1,000平方メートル以上
(5) 薬局	すべての規模
(6) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	当該用途に供する部分の床面積の合計が <sup>3</sup> 300平方メートル以上
(7) ホテル又は旅館	当該用途に供する部分の床面積の合計が <sup>3</sup> 1,000平方メートル以上
(8) 老人福祉施設等の社会福祉施設	すべての規模
(9) 体育施設、ボウリング場又は遊技場その他これらに類する施設	当該用途に供する部分の床面積の合計が <sup>3</sup> 1,000平方メートル以上
(10) 博物館、美術館又は図書館	すべての規模
(11) 公衆浴場	当該用途に供する部分の床面積の合計が <sup>3</sup> 1,000平方メートル以上
(12) 飲食店	当該用途に供する部分の床面積の合計が <sup>3</sup> 300平方メートル以上
(13) 理容所、美容所、クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗	当該用途に供する部分の床面積の合計が <sup>3</sup> 100平方メートル以上
(14) 銀行、信用金庫その他これらに類する金融機関の店舗	すべての規模

(15) 公共交通機関の建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	すべての規模
(16) 一般公共の用に供される自動車車庫	当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上
(17) 公衆便所	すべての規模
(18) 郵便局株式会社の営業所	すべての規模
(19) ガス事業、電気事業、電気通信事業の営業所又は事務所その他これらに類する公益上必要な建築物	すべての規模
(20) 官公庁の庁舎	すべての規模
(21) 学校	すべての規模。(各種学校のうち小規模併用住宅を除く。)
(22) 工場	当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上。ただし、見学のための施設を有するものは、すべての規模
(23) 事務所(第19号に規定する事務所を除く。)	当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上
(24) 共同住宅	1棟が51戸以上。(社宅及び寮を除く。)
(25) 火葬場	すべての規模
(26) 冠婚葬祭施設	すべての規模
(27) 前各号(第24号を除く。)のいずれかの用途に供する施設が集積する建築物	当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上

## 2 公園等

施設の種類	施設の規模
(1) 公園	すべての規模
(2) 遊園地、動物園又は植物園	すべての規模

## 3 道路

施設の種類	施設の規模
道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(自動車のみの一般交通の用に供するものを除く。)に限る。)	すべての規模

## 4 建築物以外の公共交通機関の施設

施設の種類	施設の規模
鉄道の駅舎	すべての規模

## 5 建築物以外の路外駐車場

施設の種類	施設の規模
路外駐車場(駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場(機械式駐車場を除く。)に限る。)	当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上

別表第2(第3条関係)

1 建築物

整備箇所	整備基準
1 出入口	<p>直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに各室の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
2 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)	<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、次項に定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる前項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる前項に定める構造の各出入口から利用者の用に供する室の前項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項に定める構造のエレベーターが設置されているときは、当該1以上の経路は、当該エレベーターの昇降路を含むものとする。</p> <p>ア 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 廊下等の末端の付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設けること。</p> <p>ウ 高低差がある場合においては、第5号に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>エ 前項に定める構造の出入口並びに4の項に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>オ 手すりを設けるよう努めること。</p> <p>(4) 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所(以下「受付等」という。)までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色(黄色を原則とする。))で、一の床材の大きさが縦横30センチメートルであり、日本工業規格T9251に適合するものを原則とする。以下「誘導用床材」という。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において、常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。</p>



	<p>(5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を120センチメートル(段を併設する場合にあっては、90センチメートル)以上とすること。</p> <p>イ 勾配は、12分の1(傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1)を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ 傾斜路には、両側に手すりを設けること。ただし、勾配が20分の1以下又は高さが16センチメートル以下かつ勾配が12分の1以下の傾斜路については、この限りでない。</p> <p>オ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>カ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとする。</p> <p>キ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色(黄色を原則とする。))で、一の床材の大きさが縦横30センチメートルであり、日本工業規格T9251に適合するものを原則とする。以下「注意喚起用床材」という。)を敷設すること。</p>
3 階段(その踊場を含む。以下同じ。)	<p>直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造(当該公共的施設が一般公共の用に供される自動車車庫である場合にあつては、第5号を除く。)とすること。</p> <p>(1) 手すりを設けること。</p> <p>(2) 主たる階段には、回り階段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(4) 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする。等により、段を識別しやすいものとし、かつ、つまづきにくい構造とすること。</p> <p>(5) 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>

<p>4 エレベーター</p>	<p>(1) 直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設で、用途面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、かごが当該階(専ら駐車場の用に供される階にあつては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)が設けられている階に限る。)に停止する次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受又は購入することができる措置を講ずる場合においては、この限りでない。</p> <p>ア かごの幅は、内法を140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。</p> <p>エ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>オ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>カ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>キ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>ク かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者用に設けるものを除く。)は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。</p> <p>ケ かごは、利用居室、車いす使用者が円滑に利用できる便房(以下「車いす使用者用便房」という。)、駐車施設、客室、浴室又はシャワー室がある階及び直接地上へ通ずる出入口のある階に停止すること。</p> <p>コ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150センチメートル以上とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>サ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) 前号本文に規定する施設以外の公共的施設については、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造のエレベーターを設けるよう努めること。</p>
<p>5 便所</p>	<p>(1) 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>ア 車いす使用者が円滑に利用することができるよう平たんで十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている車いす使用者用便房が設けられていること。</p> <p>イ 手すりは、便器の両側の適切な位置に設けること。</p> <p>ウ 別表第1第1項の表に掲げる建築物のうち、第1号から第10号まで、第12号、第14号、第15号、第18号、第20号及び第25号から第27号までの施設で、床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設には高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>エ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>オ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房がある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>カ 車いす使用者用便房又は水洗器具のある便所の出入口付近には、当該便房又は水洗器具を設置した旨を見やすい方法により表示するよう努めること。</p> <p>(2) 男子用小便器のある便所を設ける場合においては、受け口の高さが35センチメートル以下の小便器がある便所を1以上設けること。</p>

6 駐車場	<p>(1) 駐車場には、次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>ア 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路(次号に定める構造の駐車場内の通路又は7の項第1号から第3号までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、7の項第1号から第3号までに定める構造とすること。</p> <p>(3) 道路から駐車場へ通ずる出入口又は経路には、車いす使用者用駐車施設がある旨を見やすい方法により表示するよう努めること。ただし、当該施設の配置を容易に視認できる場合はこの限りでない。</p>
7 敷地内の通路	<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項第1号から第4号までに定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地の接する道若しくは空地(建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。)又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>ア 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、第5号に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(4) 公共的施設(一般公共の用に供される自動車車庫を除く。)の直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>イ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>(5) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、2の項第5号アからオまでに定める構造とし、かつ、傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとする。</p>
8 洗面所	<p>洗面所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する洗面所を1以上設けること。</p> <p>(1) 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>(3) 水栓は、容易に操作できるものとするよう努めること。</p>

<p>9 共同浴室</p>	<p>浴室を設ける場合(居室又は客室の内部に設ける場合を除く。)においては、次に定める構造の浴室を1以上設けること。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるような十分な床面積を確保すること。</p> <p>(2) 浴槽、手すり等を高齢者、障害者等の利用に配慮したものとする。</p> <p>(3) 脱衣場及び洗い場の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 戸を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(5) 脱衣場及び洗い場の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(6) 床面は、滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(7) 水栓は、容易に操作できるものとするよう努めること。</p> <p>(8) 高齢者、障害者等が容易に操作できるよう配慮された非常通報装置を設けるよう努めること。</p>
<p>10 更衣室及びシャワー室(以下「更衣室等」という。)</p>	<p>更衣室等を設ける場合(居室又は客室の内部に設ける場合を除く。)には、次に定める構造の更衣室等を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるような十分な床面積を確保すること。</p> <p>(2) 腰掛台、手すり等を高齢者、障害者等の利用に配慮したものとする。</p> <p>(3) 更衣ブース及びシャワーブースの出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 更衣ブース及びシャワーブースの出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(5) 床面は、滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(6) 水栓は、容易に操作できるものとするよう努めること。</p> <p>(7) 高齢者、障害者等が容易に操作できるよう配慮された非常通報装置を設けるよう努めること。</p>
<p>11 客席及び観覧席(以下「客席等」という。)</p>	<p>(1) 客席等(固定式のものに限る。以下同じ。)を有する公共的施設には、次に定める構造の車いす使用者が利用できる部分(以下「車いす使用者用席」という。)を、客席等の総数が500以下の場合にあっては2以上、500を超える場合にあってはその総数に500分の1を乗じて得た数(小数点以下の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。)に2を加えて得た数以上設けること。</p> <p>ア 1席当たり幅90センチメートル以上、奥行き110センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 床面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、水平とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用席の後方に車いす使用者の出入り及び転回に支障のない部分を設けること。</p> <p>(2) 客席等にある室の1の項に定める構造の出入口から前号に定める構造の車いす使用者用席に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合には、2の項第5号アからウまで及びオに定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p>(3) 聴覚障害者の聴力を補う集団補聴装置等を設けるよう努めること。</p>
<p>12 受付カウンター及び記載台(以下「受付カウンター等」という。)</p>	<p>(1) 受付カウンター等を設ける場合においては、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けた受付カウンター等を1以上設けるよう努めること。</p> <p>(2) 利用者の呼出しを行う受付カウンター等には、音声によるほか、文字による呼出し装置を設けるよう努めること。</p>



13 公衆電話所	<p>公衆電話所を設ける場合においては、当該公衆電話所は、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>(1) 公衆電話機を設置するための台のうち1以上のものは、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>(2) 公衆電話所に入出口を設ける場合においては、当該出入口は、1の項に定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 聴覚障害者及び視覚障害者に対応した公衆電話機及び公衆ファクシミリを設けること。</p>
14 休憩所	<p>別表第1第1項の表に掲げる建築物のうち、第1号から第4号まで、第6号、第9号から第11号まで、第13号から第15号まで、第18号から第23号まで及び第25号から第27号までの施設には、休憩用の施設を設けるよう努めること。</p>
15 授乳場所	<p>別表第1第1項の表に掲げる建築物のうち、第6号の施設、第9号の施設のうち体育館、第10号の施設、第20号の施設のうち保健所及び保健センター並びに第27号の施設のうちこれらの施設を含むものには、ベビーベット、いすその他授乳等に必要な設備を設けるよう努めること。</p>
16 水飲器	<p>水飲器を設ける場合においては、当該水飲器は、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>(1) 水飲器のうち1以上のものは、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>(2) 給水栓は、容易に操作できるものとする。</p> <p>(3) 車いす使用者の利用に配慮した空間を水飲器の周囲に確保すること。</p>
17 券売機及び自動販売機(以下「券売機等」という。)	<p>券売機等を設ける場合においては、当該券売機等は、次に定める基準に適合するよう努めること。</p> <p>(1) 車いす使用者が円滑に利用できるよう配慮した券売機等を1以上設けること。</p> <p>(3) 運賃等を点字で表示する等視覚障害者が円滑に利用できるよう配慮した券売機等を1以上設けること。</p>
18 案内表示	<p>(1) エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した標識及び案内板その他の設備を設けること。</p> <p>(2) 案内表示を設ける場合においては、当該案内表示は、高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置位置、表記方法等に配慮したものとする。</p> <p>(3) エレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、点字等で視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、案内所又はこれに代わるものを設けるときは、この限りでない。</p> <p>(4) 手話通訳等の聴覚障害者及び視覚障害者等に配慮したサービスが受けられる場合においては、その旨を見やすい方法により表示すること。</p>
19 警報装置及び避難設備	<p>火災等の非常事態を知らせる警報装置又は火災等における避難設備を設ける場合においては、当該警報装置又は避難設備は、光、音その他の方法により、聴覚障害者及び視覚障害者等に非常事態を知らせることができるものとするよう努めること。</p>
20 客室	<p>ホテル又は旅館にあっては、次に定める構造の客室を1以上設けること。</p> <p>(1) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保し、かつ、手すりを適切に配置すること。</p> <p>(2) 出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 出入口の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過しやすい構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(4) 5の項第1号アからオまでに定める車いす使用者用便房を設けること。</p> <p>(5) 車いす使用者が円滑に利用することができる浴室を設けること。ただし、当該客室のあるホテル又は旅館に9の項に定める構造の共同浴室を設ける場合においては、この限りでない。</p>

21 改札口及び商品等の代金を支払うレジ等の場所における通路(以下「改札口等という。)	改札口等を設ける場合においては、次に定める構造の改札口等を1以上設けること。 (1) 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。 (2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (3) 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。
22 エスカレーター	エスカレーターを設ける場合においては、当該エスカレーターは、次に定める構造とするよう努めること。 (1) ステップの水平部分は、3枚以上とすること。 (2) 乗降口の両側に設ける移動手すりの水平部分の長さは、ステップの前後それぞれ120センチメートル以上とすること。

## 2 公園等

整備箇所	整備基準
1 出入口	公園の1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 (1) 路面は、滑りにくい材料で仕上げ、出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。この場合において、排水のための水平面の縦断勾配は、1パーセント以下（地形の状況等によりやむを得ない場合は、2パーセント未満）とすること。 (2) 原則として、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合においては、縦断勾配8パーセント以下で横断勾配を設けない傾斜路を併設すること。 (3) 幅は、内法を120センチメートル（地形の状況等によりやむを得ない場合は、90センチメートル）以上とすること。 (4) 誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。この場合において、当該床材は、出入口から30センチメートル離れた位置に出入口の全幅を網羅するように敷設し、かつ、2枚を1列に敷設することを基本とすること。 (5) 原則として、車止めを設けること。この場合において、当該車止めは、ポール型のものを90センチメートル間隔で設置し、出入口が車道に接するときは、逆U字型のものを出入口の前後左右に120センチメートル間隔で設置すること。
2 園路	1の項に定める構造の出入口に通ずる園路のうち主要な園路は、次に定める構造とすること。 (1) 路面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦とすること。 (2) 原則として、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合においては、縦断勾配8パーセント以下で横断勾配を設けない傾斜路を併設すること。 (3) 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、園路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回できる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすること。 (4) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすること。 (5) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすること。 (6) 垂直方向の空間は、高さ200センチメートルまでの範囲内に障害物がないようにすること。 (7) 必要に応じて、誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。この場合において、園路に近接して危険箇所があるときは、危険箇所から30センチメートル離れた位置に、危険箇所の全幅を網羅するように敷設すること。 (8) 園路に排水溝を設ける場合においては、車いす車輪及び杖等が落ち込まない構造とすること。

3 階段	<p>階段を設ける場合においては、当該階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 手すりを階段の両側に連続して設けること。この場合において、当該手すりの形状は丸状で直径4センチメートル程度、素材は堅固で耐候性があるものを用い、端部は突出しない構造とし、当該手すりに行き先情報を点字で日本工業規格T0921に適合する表示方法により表示すること。</p> <p>(2) 表面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとすること。</p> <p>(3) 登り口、降り口及び踊場には、階段の端部から30センチメートル離れた位置に注意喚起用床材を敷設すること。</p>
4 案内表示	<p>(1) 案内表示を設ける場合においては、当該案内表示は、高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置位置、表記方法等に配慮したものとする。</p> <p>(2) 案内表示が園路上に突き出す場合は、視覚障害者等の通行の支障とならないよう当該案内表示の下端を地上200センチメートル以上の高さとする。</p> <p>(3) 手話通訳等の聴覚障害者及び視覚障害者等に配慮したサービスが受けられる場合においては、その旨を見やすい方法により表示すること。</p>
5 便所	<p>(1) 便所を設ける場合においては、1以上の車いす使用者用便房を設け、第1項の表の5の項に定める構造に準じた構造とすること。ただし、水洗器具の設置については、管理上支障があるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(3) 腰掛便座及び手すりは、日本工業規格に適合するものとする。</p> <p>(4) 水栓は、容易に操作できるものとする。</p> <p>(5) 視覚障害者、上肢不自由者等に配慮し、便器洗浄ボタン及び呼出しボタンの形状、色及び配置については、日本工業規格S0026に適合するものとする。</p>
6 駐車場	<p>(1) 駐車場を設ける場合においては、第1項の表の6の項に定める構造に準じた構造とすること。</p> <p>(2) 駐車施設の表面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとすること。</p> <p>(3) 駐車施設と園路の間には、段を設けないこと。</p>
7 水飲器	<p>(1) 水飲器を設ける場合においては、第1項の表の16の項に定める構造に準じた構造とすること。</p> <p>(2) 水飲場及び手洗い場は、車いす使用者が接近できるよう使用方向150センチメートル以上、幅150センチメートル以上の水平部分を設けることとし、幼児の利用のために踏み台等を設置する場合は、車いす使用者が水飲器を使用する際に支障とならない場所に設置すること。</p> <p>(3) 水飲場の床面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとすること。</p> <p>(4) 水飲場には、段を設けないこと。</p>
8 ベンチ	<p>必要に応じて、高齢者、障害者等の休憩用の施設としてベンチを設けること。</p>

### 3 道路

整備箇所	整備基準
1 歩道	<p>(1) 歩道を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 歩道の車道等に対する高さは、原則として5センチメートルとする。ただし、これにより難しい場合においては、すりつけ部の縦断勾配を5パーセント(地形の状況等によりやむを得ない場合にあつては、8パーセント)以下とし、車両が歩道を横断する部分は、歩道が平坦となる部分を設けるよう配慮すること。</p> <p>イ 路面は、平たんで滑りにくく、水はけのよい仕上げとし、かつ、横断勾配1パーセント(地形の状況等によりやむを得ない場合は、2パーセント)以下とすること。</p> <p>ウ 歩道の幅員は、原則として200センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 歩道と車道は、構造上明確に分離し、縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とすること。</p> <p>オ 歩道の巻込部並びに横断歩道における歩道と車道とのすりつけ部及び横断歩道における中央分離帯と車道とのすりつけ部の段差は、2センチメートル以下とし、かつ、車いす使用者が通過する際に支障とならないものとする。この場合において、段差に接続する歩道等の部分は、車いす使用者が円滑に転回できる構造とすること。</p> <p>カ 必要に応じて、誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>(2) 歩道等に排水溝を設ける場合においては、車いすの車輪及び杖等が落ち込まない構造とすること。</p>
2 横断歩道橋及び地下横断歩道(以下「立体横断施設」という。)	<p>立体横断施設を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、階段は150センチメートル以上とし、通路は200センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 階段、通路、傾斜路及び踊場の両側には、手すりを設けること。</p> <p>(3) 階段には、回り段を設けないこと。</p> <p>(4) 表面は、平たんで滑りにくく、かつ、水はけのよい仕上げとすること。</p> <p>(5) 階段は、路面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする。等により、段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>(6) 階段、通路及び傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。</p> <p>(7) 階段又は傾斜路の下面と歩道等の路面との間が250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他のこれに類する工作物を設けること。</p> <p>(8) 階段の高さが3メートルを超える場合においては、途中で踊場を設けること。</p> <p>(9) 踊場の踏み幅は、直階段の場合は120センチメートル以上とし、その他の場合は幅員の値以上とすること。</p> <p>(10) 通路には、縦断勾配及び横断勾配を設けないこと。</p> <p>(11) 必要に応じて、階段の上端に近接する歩道等、傾斜路及び踊場の部分には、誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。</p>
3 乗降車場	<p>(1) バス及びタクシーの乗降車場は、上屋、ベンチの設置その他高齢者、障害者等に配慮した構造とするよう努めること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) バスの停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とすること。</p>



4 案内表示	<p>(1) 道路の要所には、必要に応じて公共施設等の案内表示を整備すること。</p> <p>(2) 案内表示は、高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置位置、表記方法等に配慮したものとすること。</p>
--------	---

#### 4 建築物以外の公共交通機関の施設

整備箇所	整備基準
1 出入口	<p>(1) 出入口を設ける場合においては、第1項の表の1の項に定める構造の出入口を1以上設けること。</p> <p>(2) 公共用通路の出入口の幅は、内法を90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 戸を設ける場合は、戸の幅を90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）を設ける場合は、聴覚障害者が文字による意思疎通を図るための設備を備えること。</p>
2 改札口	<p>(1) 改札口の1以上は、第1項の表の21の項に定める構造に準じた構造とすること。</p> <p>(2) 自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、容易に識別することができる方法で表示すること。</p>
3 通路その他これに類するもの(以下「通路等」という。)	<p>通路等は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 幅は、内法を140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 照明設備を設けること。</p> <p>(4) 段を設ける場合においては、当該段は、第1項の表の3の項第1号から第4号までに定める構造に準じた構造とすること。</p> <p>(5) 2の項に定める構造の改札口から乗降場に至るすべての経路に高低差がある場合には、1以上の経路となる通路等に第1項の表の2の項第3号ウに定める構造に準じた構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(6) 公共用通路と車両等への乗降口との間の経路を構成する通路等には、誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。</p>
4 階段	<p>(1) 階段は、第1項の表の3の項に定める構造に準じた構造とすること。</p> <p>(2) 両側に手すりを設け、当該手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>(3) 両側に立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁の場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 階段の上端及び下端に近接する通路等には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>(5) 照明設備を設けること。</p>

5 エレベーター	<p>(1) 2の項に定める構造の改札口から9の項に定める構造の乗降場に至る経路に5メートル以上の高低差が生じる箇所がある場合においては、当該箇所に第1項の表の4の項第1号アからコまでに定める構造のエレベーターを設けるよう努めること。</p> <p>(2) かこの左右両面、正面壁の床75センチメートルから80センチメートルまでのところに手すりを設けること。</p> <p>(3) かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。</p> <p>(4) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。</p> <p>(5) かご及び昇降路の出入口の戸の開閉時間を延長する機能を有したものであること。</p>
6 エスカレーター	<p>(1) エスカレーターを設ける場合においては、当該エスカレーターは、第1項の表の22の項に定める構造に準じた構造とするよう努めること。</p> <p>(2) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。</p> <p>(3) ステップの表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(4) ステップの端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりステップ相互の境界を容易に識別できるものであること。</p> <p>(5) くし板の端部とステップの色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板とステップとの境界を容易に識別できるものであること。</p> <p>(6) 行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。</p> <p>(7) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>(8) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。</p> <p>(9) ステップに車いすのための車止めを設けること。</p>
7 便所	<p>(1) 便所を設ける場合においては、第1項の表の5の項に定める構造に準じた構造とすること。</p> <p>(2) 出入口付近に、男子用及び女子用の区別並びに便所の構造を音、点字等により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p>
8 案内表示	<p>(1) 案内表示を設ける場合においては、当該案内表示は、高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置位置、表記方法等に配慮したものとすること。</p> <p>(2) 手話通訳等の聴覚障害者及び視覚障害者等に配慮したサービスが受けられる場合においては、その旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(3) 車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。</p> <p>(4) エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所、休憩設備、案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。</p> <p>(5) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字等により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>(6) 列車において、車いすスペースに通ずる旅客用乗降口が停止する乗降場の位置を適切な場所に表示すること。</p>

9 乗降場	<p>乗降場は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 線路側以外の端部には、転落防止柵を設けること。</p> <p>(3) 縁端及び両端には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>(4) 発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができる乗降場では、ホームドア又は可動式ホーム柵を設けること。</p> <p>(5) 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 照明設備を設けること。</p> <p>(7) 乗降場の縁端と鉄道車両の旅客用乗降口との床面は、互いができる限り平らになるようにすること。</p> <p>(8) 乗降場の縁端と鉄道車両の旅客用乗降口との床面は、互いの隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備を1以上備えること。</p> <p>(9) 排水のための横断勾配は、1パーセントを標準とすること。</p>
-------	--

## 5 建築物以外の路外駐車場

整備箇所	整備基準
路外駐車場	<p>(1) 路外駐車場を設ける場合においては、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。</p> <p>ア 車いす使用者用駐車施設は、出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設け、かつ、その通路は、第1項の表の7の項第1号から第3号までに定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用であることを見やすい方法により表示すること。</p> <p>(2) 道路から駐車場へ通ずる出入口には、車いす使用者用駐車施設がある旨を見やすい方法により表示するよう努めること。</p>

## 別表第3(第5条関係)

### 1 建築物

図書の種類	事項
(1) 付近見取図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
(2) 配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道路の位置、特定施設及びその出入口の位置、駐車場の位置、駐車場のうち車いす使用者が円滑に利用できる部分の位置及び幅、敷地内の通路の位置及び幅員、敷地内の通路に設けられる車いす使用者用特殊構造昇降機、手すり及び視覚障害者用床材の位置並びに敷地内の通路の位置
(3) 各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定施設の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、受付等の位置、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる車いす使用者用特殊構造昇降機、特定施設を利用する者の休憩の用に供するための設備、突出物、手すり及び視覚障害者用床材の位置、幅及び形状、階段の位置、階段に設けられる手すり及び視覚障害者用床材の位置、エレベーターの位置、車いす使用者用便房のある便所、腰掛便座及び手すりの設けられた便房のある便所、床置き式の小便器のある便所及びこれら以外の便所の位置、駐車場の位置、駐車場のうち車いす使用者が円滑に利用できる部分の位置及び幅、駐車場へ通ずる出入口から当該部分に至る駐車場の通路の位置及び幅、当該通路に設けられる車いす使用者用特殊構造昇降機の位置、洗面所の位置、共同浴室の位置、更衣室等の位置、客席等の位置、受付カウンター等の位置、公衆電話所の位置、休憩所の位置、授乳場所の位置、水飲器の位置、券売機等の位置、案内表示の位置、警報装置又は避難設備の位置、客室の位置、改札口等の位置並びにエスカレーターの位置

## 2 公園等

図書の種類	事項
(1) 付近見取図	縮尺, 方位, 道路及び目標となる地物
(2) 平面図	縮尺, 方位, 敷地の境界線, 土地の高低, 敷地に接する道路の位置, 幅員並びに出入口の位置及び幅, 出入口に設けられる誘導用床材及び注意喚起用床材の位置, 主要な園路の位置, 幅及び縦断勾配, 園路に設けられる傾斜路の位置, 幅及び手すりの位置, 園路に設けられる誘導用床材及び注意喚起用床材の位置, 案内表示の位置, 車いす使用者用便房のある便所, 腰掛便座及び手すりの設けられた便房のある便所, 床置式の小便器のある便所及びこれら以外の便所の位置, 駐車場の位置, 駐車場のうち車いす使用者が円滑に利用できる部分の位置及び幅, 車いす使用者用駐車施設から駐車場の出入口までの通路の位置及び幅その他整備基準が適用される部分の位置

## 3 道路

図書の種類	事項
(1) 付近見取図	縮尺, 方位, 道路及び目標となる地物
(2) 平面図	縮尺及び方位並びに歩道等の位置及び幅員, 歩道等に設けられる誘導用床材及び注意喚起用床材の位置, 立体横断施設の位置その他整備基準が適用される部分の位置

## 4 建築物以外の公共交通機関の施設

図書の種類	事項
(1) 付近見取図	縮尺, 方位, 道路及び目標となる地物
(2) 配置図	縮尺, 方位, 敷地の境界線, 敷地内における建築物の位置, 他の建築物との別, 敷地に接する道路の位置, 幅員並びにプラットホームの転落防止柵等の位置
(3) 各階平面図	縮尺, 方位, 間取, 各室の用途及び主要部分の寸法並びに出入口, 改札口, 通路等, 階段, エレベーター, エスカレーター, 便所, 案内表示及び乗降場の位置

## 5 建築物以外の路外駐車場

図書の種類	事項
(1) 付近見取図	縮尺, 方位, 道路及び目標となる地物
(2) 平面図	縮尺, 方位, 敷地の境界線, 土地の高低, 敷地に接する道路の位置, 幅員並びに出入口の位置及び幅, 車いす使用者用駐車施設の位置及び幅, 車いす使用者用駐車施設から出入口までの位置及び幅その他整備基準が適用される部分の位置

## 8 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例の施行における協議書等の様式を定める要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例の施行に当たり、宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例施行規則第9条の規定によるものその他の必要な協議書等の様式を定めるものとする。

(様式)

第2条 前条の規定による協議書等の様式は、次のとおりとする。

名称	様式番号	参照法令等
特定施設新設等事前協議書	様式第1号	規則第5条第1項
特定施設変更事前協議書	様式第2号	規則第5条第1項
整備項目表	様式第3号	規則第5条第2項第1号
工事完了届出書	様式第4号	規則第6条
適合証交付請求書	様式第5号	規則第7条第1項
勧告書	様式第6号	規則第25条第1項
	様式第7号	規則第8条

2 前項の表様式第6号の勧告書は、行政指導の相手方から書面の交付を求められたとき、その他行政指導に携わる者が必要と認めたときに交付するものとする。

附 則

この要領は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。



## 特定施設新設等事前協議書

年 月 日

宇都宮市長様

協議者 住所  
氏名 印  
電話番号  
〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例第21条第1項の規定に基づき、特定施設の新設等について、次のとおり協議します。

(ふりがな)						
施設の名 称						
施設の所在地						
施設の区分 (いずれかに○)		建築物・公園等・道路・公共交通機関の施設・路外駐車場				
工事種別 (いずれかに○)		新設・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替・用途変更				
主要用途						
規模等	建築物	(構造) 造	用途内訳	協議対象部分	協議対象外部分	計
		(階数)		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		地上階		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		地下階	合 計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	公園等		施設面積			m <sup>2</sup>
	道 路		延 長			m <sup>2</sup>
	公共交通機関の施設		施設面積			m <sup>2</sup>
	路外駐車場		自動車の駐車のために供する部分の面積			m <sup>2</sup>
建築確認申請予定日		年 月 日				
工事予定期間		着手	年 月 日	完了	年 月 日	
施工者又は設計者	住所又は所在地					
	氏名又は名称					
	代表者及び担当者氏名		(代表者)	電話 ( )		
		(担当者)				

※以下の欄は、記入しないでください。

受付年月日	年 月 日	受付番号	第 号	受付者氏名
処理欄				

# 特定施設変更事前協議書

年 月 日

宇都宮市長様

協議者 住所  
氏名 印  
電話番号

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例第21条第1項の規定に基づき、特定施設の変更について、次のとおり協議します。

当初の協議年月日	年 月 日	
当初の協議番号	第 号	
(ふりがな) 施設の名称		
施設の所在地		
施設の区分(いずれかに○)	建築物・公園等・道路・公共交通機関の施設・路外駐車場	
変更の理由		
変更の内容	変更前	変更後
建築確認申請予定日	年 月 日	
工事予定期間	着手 年 月 日	完了 年 月 日
施工者又は 設計者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	代表者及び担当者氏名	(代表者) (担当者) 電話 ( )

※以下の欄は、記入しないでください。

受付年月日	年 月 日	受付番号	第 号	受付者氏名
処理欄				

## 整備項目表 (建築物)

施設の所在地	
施設の名 称	

1 各項目について、該当するものを○で囲み、又は数値を記入してください。  
 2 ※欄は記入しないでください。

### 1 出入口

整備項目	整備基準	整備状況	※
直接地上へ通じる 1以上の出入口	有効幅員	80cm以上	cm
	戸の構造	自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造、かつ、戸の前後に高低差がないこと	有 無
	段	車いす使用者が通過する際に支障となる段	有 無
駐車場へ通じる1 以上の出入口	有効幅員	80cm以上	cm
	戸の構造	自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造、かつ、戸の前後に高低差がないこと	有 無
	段	車いす使用者が通過する際に支障となる段	有 無
各室の1以上の出入口	有効幅員	80cm以上	cm
	戸の構造	自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造、かつ、戸の前後に高低差がないこと	有 無
	段	車いす使用者が通過する際に支障となる段	有 無

### 2 廊下等

整備項目	整備基準	整備状況	※
廊下等	表面の仕上げ	粗面、又は滑りにくい材料の仕上げ	有 無
	段		有 無
	手すり	手すりの設置	有 無
	構造	回り段	有 無



整備項目		整備基準		整備状況		※	
	表面の仕上げ	粗面、又は滑りにくい材料の仕上げ		有	無		
	段の識別等	路面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造		有	無		
	注意喚起用床材	段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分に注意喚起用床材の敷設		有	無		
		・色→原則として黄色	色				
		・1の大きさ→原則として縦横30cm	大きさ	cm			
		・日本工業規格T9251に適合	適合	有・無			
直接地上へ通じる出入口又は駐車場へ通じる出入口から各室の出入口に至るそれぞれ1以上の経路	有効幅員	120cm以上			cm		
	末端付近の構造	廊下等の末端の付近に車いすの転回に支障のないスペースの確保		有	無		
	車いすの転回スペース	区間50m以内ごとに車いすが転回することができるスペースの確保		有	無		
	高低差	傾斜路及びその踊場の設置		有	無		
		車いす使用者用特殊構造昇降機の設置		有	無		
	傾斜路・踊場の構造	有効幅員	120cm以上（段を併設する場合は、90cm以上）			cm	
		勾配	1/12以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合、1/8以下）		1/		
		踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		有	無	
		手すり	両側に手すりの設置		有	無	
		表面の仕上げ	粗面、又は滑りにくい材料の仕上げ		有	無	
		傾斜路等の識別	踊場及び傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等により、識別しやすいもの		有	無	
		注意喚起用床材	傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場に注意喚起用床材の敷設		有	無	
		・色→原則として黄色	色				
		・1の大きさ→原則として縦横30cm	大きさ	cm			
	・日本工業規格T9251に適合	適合	有・無				
出入口に接する部分	1の項の出入口及びエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分の水平の確保		有	無			
手すり	手すりの設置		有	無			

整備項目		整備基準	整備状況		※
直接地上へ通じる 1以上の出入口か ら受付等までの廊 下等	視覚障がい者用 床材等	視覚障がい者用床材の敷設，又は音声により視 覚障がい者を誘導する装置等の設置 ・色→原則として黄色 ・1の大きさ→原則として縦横30cm ・日本工業規格T9251に適合	有	無	
			色 大きさ cm 適合 有・無		

### 3 階段

整備項目		整備基準	整備状況		※
直接地上へ通じる 出入口がない階に 通じる階段	手すり	手すりの設置	有	無	
	構造	主たる階段における回り段	有	無	
	表面の仕上げ	粗面，又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無	
	階段の識別等	踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいもの とすること等により，識別しやすく，かつ，つ まづきにくい構造	有	無	
	注意喚起用床材	階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分に 注意喚起用床材の敷設 ・色→原則として黄色 ・1の大きさ→原則として縦横30cm ・日本工業規格T9251に適合	有	無	
色 大きさ cm 適合 有・無					

### 4 エレベーター

整備項目		整備基準	整備状況		※
エレベーター	施設の用途面積の合計	( ) m <sup>2</sup>			
	エレベーターの設置	( 基 )	有	無	
	かごの幅及び床面積				
	用途面積の合 計が2,000m <sup>2</sup> 以 上の施設	140cm以上 (床面積1.89m <sup>2</sup> 以上) (トランク付エレベーターの場合は105cm以上 (床面積1.59m <sup>2</sup> 以上))		cm m <sup>2</sup> 人乗	
	用途面積の合 計が2,000m <sup>2</sup> 未 満の施設	車いす使用者が利用できる床面積		m <sup>2</sup> 人乗	
	かごの奥行	135cm以上		cm	
	かごの平面形状	車いすの転回に支障のない平面形状	有	無	
	かご内の表示装置	かごの停止する予定の階を表示する装置及び現 存位置を表示する装置の設置	有	無	
	かご内の音声装置	かごの到着する階並びにかご及び昇降路の出入 口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置の設置	有	無	

整備項目	整備基準	整備状況	※
かご及び昇降路の出入口の有効幅員	それぞれ80cm以上	かご cm 昇降路 cm	
車いす使用者用の制御装置	かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	有 無	
視覚障がい者用の制御装置	かご内及び乗降ロビーに視覚障がい者が円滑に操作できる制御装置の設置	有 無	
かごの停止階	利用居室、車いす使用者が円滑に利用できる便房、駐車施設、客室、浴室又はシャワー室がある階及び直接地上へ通ずる出入口のある階に停止	有 無	
乗降ロビーの幅及び奥行き	それぞれ150cm以上で高低差がないこと	幅 cm 奥行き cm	
乗降ロビーの音声装置	到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置の設置	有 無	

## 5 便所

整備項目	整備基準	整備状況	※	
1以上の便所 (男子用及び女子用の区分があるときはそれぞれ1以上)	車いす使用者用便房の設置 (男子用 箇所・女子用 箇所・共用 箇所)	有 無		
	水洗器具(オストメイト対応器具)を設けた便房の設置 (男子用 箇所・女子用 箇所・共用 箇所)	有 無		
	便房	有 無		
	床面積	高齢者、障がい者等が円滑に利用できる平たんで十分な床面積	cm× cm = m <sup>2</sup>	
	便座	腰掛便座の設置	有 無	
	手すり	便器の両側に手すりの設置 ・L型手すり ・水平手すり	有 無	
その他	洗浄装置 手洗器 洗面器 非常呼出し装置 棚 ベビーベッド ベビーチェア その他 ( )	有 無		

整備項目		整備基準	整備状況		※
	便房及び便所の出入口の有効幅員	それぞれ80cm以上	便房 cm	便所 cm	
	便房及び便所の出入口の戸の構造	車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造で戸の前後に高低差がないこと	有	無	
	車いす使用者用便房又は水洗器具の表示	便所の出入口付近に車いす使用者用便房又は水洗器具（オストメイト対応器具）を設置した旨を見やすい方法により表示	有	無	
男子用小便器のある便所	男子用小便器	受け口の高さが35cm以下（低リップ型）の小便器の設置	有	無	

## 6 駐車場

整備項目		整備基準	整備状況		※	
駐車場	駐車場の設置	(車いす使用者用駐車施設数 台分)	有	無		
	設置位置	建築物の主要な出入口から駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設置	有	無		
	駐車施設の幅	350cm以上		cm		
	駐車区画の表示	車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示	有	無		
	車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路			有	無	
	表面の仕上げ	粗面、又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無		
	段			有	無	
	手すり	手すりの設置	有	無		
	構造	回り段	有	無		
	表面の仕上げ	粗面、又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無		
段の識別等	踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により、識別しやすく、かつ、つまづきにくい構造	有	無			

整備項目	整備基準	整備状況	※
	車いす使用者用駐車施設に至る1以上の敷地内の通路	有 無	
	表面の仕上げ	粗面, 又は滑りにくい材料の仕上げ	有 無
	段	有 無	
	手すり	手すりの設置	有 無
	構造	回り段	有 無
	表面の仕上げ	粗面, 又は滑りにくい材料の仕上げ	有 無
	段の識別等	踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいもの とすること等により, 識別しやすく, かつ, つまづきにくい構造	有 無
	有効幅員	120cm以上	cm
	高低差	傾斜路及びその踊場の設置	有 無
		車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	有 無
	傾斜路・踊場の構造		
	有効幅員	120cm以上 (段を併設する場合は, 90cm以上)	cm
	勾配	1/12以下 (傾斜路の高さが16cm以下の場合, 1/8以下)	1/
	踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	有 無
	手すり	両側に手すりの設置	有 無
	表面の仕上げ	粗面, 又は滑りにくい材料の仕上げ	有 無
	傾斜路等の識別	踊場及び傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいもの	有 無
	案内表示	道路から駐車場へ通じる出入口又は経路に車いす使用者用駐車施設がある旨を見やすい方法により表示	有 無

7 敷地内の通路

整備項目		整備基準	整備状況	※	
敷地内の通路	床面の仕上げ	粗面、又は滑りにくい材料の仕上げ	有 無		
	段		有 無		
	手すり	手すりの設置	有 無		
	構造	回り段	有 無		
	表面の仕上げ	粗面、又は滑りにくい材料の仕上げ	有 無		
	段の識別等	踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいもの とすること等により段を識別しやすいものとし、 かつ、つまづきにくい構造	有 無		
直接地上へ通じる 道等に至る1以上の 敷地内の通路	有効幅員	120cm以上	cm		
	高低差	傾斜路及びその踊場の設置	有 無		
		車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	有 無		
	傾斜路・ 踊場の 構造	有効幅員	120cm以上（段を併設する場合は、90cm以上）	cm	
		勾配	1/12以下（傾斜路の高さが16cm以上の場合は、 1/8以下）	1/	
		踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設 置	有 無	
		手すり	両側に手すりの設置	有 無	
		表面の仕 上げ	粗面、又は滑りにくい材料の仕上げ	有 無	
	傾斜路等 の識別	踊場及び傾斜路に接する駐車場内の通路の色と 明度の差の大きい色とすること等により識別し やすいもの	有 無		
	誘導用床材等	誘導用床材の敷設、又は音声により視覚障がい 者を誘導する装置等の設置  ・色→原則として黄色 ・1の大きさ→原則として縦横30cm ・日本工業規格T9251に適合	有 無	色 大きさ cm 適合 有・無	
注意喚起用床材	車路に接する部分、車路を横断する部分並び に傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通 路及び踊場に注意喚起用床材の敷設  ・色→原則として黄色 ・1の大きさ→原則として縦横30cm ・日本工業規格T9251に適合	有 無	色 大きさ cm 適合 有・無		



## 8 洗面所

整備項目		整備基準	整備状況		※
1以上の洗面所	洗面所の設置	( 箇所)	有	無	
	表面の仕上げ	粗面, 又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無	
	構造	車いす使用者の利用に配慮した高さ(70~75cm程度)とし, かつ, その下部に車いす使用者が利用しやすい空間(高さ65cm程度・奥行き45cm程度)の確保	有	無	
	水栓	容易に操作できる水栓の設置	有	無	

## 9 共同浴室

整備項目		整備基準	整備状況		※
1以上の共同浴室 (居室又は客室の内部に設置する場合を除く)	共同浴室の設置	( 箇所)	有	無	
	構造	高齢者, 障がい者等が円滑に利用できる十分な床面積	cm× =	cm m <sup>2</sup>	
	手すり等	浴槽, 手すり等は, 高齢者, 障がい者等の利用に配慮したもの	有	無	
	脱衣所及び洗い場の出入口の有効幅員	それぞれ80cm以上	脱衣所 洗い場	cm cm	
	戸の構造	車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造で, 戸の前後に高低差がないこと	有	無	
	段	脱衣所及び洗い場の出入口に, 車いす使用者が通過する際に支障となる段	有	無	
	表面の仕上げ	滑りにくい材料の仕上げ	有	無	
	水栓	容易に操作できる水栓の設置	有	無	
	非常通報装置	高齢者, 障がい者等が容易に操作できるよう配慮された非常通報装置の設置	有	無	

10 更衣室及びシャワー室

整備項目	整備基準	整備状況	※	
1以上の更衣室及びシャワー室（居室又は客室の内部に設置する場合を除く・男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）	更衣室及びシャワー室の設置 (男子用 箇所・女子用 箇所・共用 箇所)	有	無	
	構造	高齢者、障がい者等が円滑に利用できる十分な床面積	cm× = cm m <sup>2</sup>	
	手すり等	腰掛台、手すり等は、高齢者、障がい者等の利用に配慮したもの	有	無
	更衣ブース及びシャワーブースの出入口の有効幅員	それぞれ80cm以上	更衣ブース シャワーブース	cm cm
	段	更衣ブース及びシャワーブースの出入口に、車いす使用者が通過する際に支障となる段	有	無
	表面の仕上げ	滑りにくい材料の仕上げ	有	無
	水栓	容易に操作できる水栓の設置	有	無
	非常通報装置	高齢者、障がい者等が容易に操作できるよう配慮された非常通報装置の設置	有	無

11 客室及び観覧席

整備項目	整備基準	整備状況	※	
車いす使用者用席	車いす使用者用席の設置	有	無	
	席数	500以下の場合には2以上、500を超える場合はその総数に500分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上を設置（小数点以下の端数が生じた場合には切り捨て）	席数 総数	席 席
	車いす使用者用席のスペース	1席当たり幅90cm以上、奥行110cm以上	幅 奥行	cm cm
	表面の仕上げ	滑りにくい材料で仕上げ、かつ、水平	有	無
	車いすの出入り及び転回部分	車いす使用者用席の後方に車いす使用者の出入口及び転回に支障のない部分の設置	有	無
	出入口から車いす使用者用席に至る1以上の通路の構造		有	無
	有効幅員	120cm以上		cm
	高低差がある場合の傾斜路		有	無
有効幅員	120cm以上（段を併設する場合は、90cm以上）		cm	

整備項目		整備基準	整備状況		※
	勾配	1/12以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下）	1/		
	踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	有	無	
	表面の仕上げ	粗面、又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無	
	集団補聴装置	聴覚障がい者の聴力を補う集団補聴装置等の設置	有	無	

## 12 受付カウンター及び記載台

整備項目		整備基準	整備状況		※
受付カウンター及び記載台	受付カウンター及び記載台の設置		有	無	
	構造	受付カウンター等の1以上は、車いす使用者の利用に配慮した高さ（70～75cm程度）とし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間（高さ65cm程度・奥行き45cm程度）の確保	有	無	
	呼出し装置	利用者の呼出しを行う受付カウンター等に音声によるほか、文字による呼出し装置の設置	有	無	

## 13 公衆電話所

整備項目		整備基準	整備状況		※
公衆電話所	公衆電話所の設置		有	無	
	構造	公衆電話機設置台のうち1以上は、車いす使用者の利用に配慮した高さ（70～75cm程度）とし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間（高さ65cm程度・奥行き45cm程度）の確保	有	無	
	出入口		有	無	
	有効幅員	80cm以上		cm	
	戸の構造	自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造	有	無	
	段	車いす使用者が通過する際に支障となる段	有	無	
	聴覚障がい者・視覚障がい者に対応した電話機等	聴覚障がい者及び視覚障がい者に対応した公衆電話機及び公衆ファクシミリの設置	有	無	

14 休憩所

整備項目		整備基準	整備状況	※
休憩所	休憩所の設置		有 無	
	構造	休憩用の施設の設置 (ベンチ・長いす・その他 )	有 無	

15 授乳場所

整備項目		整備基準	整備状況	※
授乳場所	授乳場所の設置		有 無	
	構造	ベビーベッド、いすその他授乳等に必要の設備の設置 (ベビーベッド・いす・その他 )	有 無	

16 水飲器

整備項目		整備基準	整備状況	※
水飲器	水飲器の設置		有 無	
	構造	水飲器の1以上は、車いす使用者の利用に配慮した高さ(70~75cm程度)とし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間(高さ65cm程度・奥行き45cm程度)の確保	有 無	
	給水栓	容易に操作できる水栓の設置	有 無	
	周辺のスペース	車いす使用者の利用に配慮した周辺スペースの確保	cm× = cm <sup>2</sup>	

17 券売機及び自動販売機

整備項目		整備基準	整備状況	※
1以上の券売機及び自動販売機	券売機及び自動販売機の設置		有 無	
	構造	車いす使用者が円滑に利用できるように配慮した券売機等の設置(金銭投入口の高さ45~125cm程度)	有 無	
		運賃等を点字で表示する等の視覚障がい者が円滑に利用できるように配慮した券売機等の設置	有 無	

## 18 案内表示

整備項目		整備基準		整備状況	※
案内表示	案内表示の設置	エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した標識及び案内板その他の設備		有	無
	設置位置及び表記方法	高齢者、障がい者等が確実に目的の場所に到達できるよう配慮されたもの ・設置位置 ( 箇所) ・表記方法 (表示板の大きさ、文字、点字、その他 )			
		エレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字等で視覚障がい者に示す設備		有	無
		手話通訳等の聴覚障がい者、視覚障がい者等に配慮したサービスが受けられる旨を見やすい方法により表示		有	無

## 19 警報装置及び避難設備

整備項目		整備基準		整備状況	※
警報装置及び避難設備	警報装置及び避難設備の設置			有	無
	構造	光、音その他の方法により聴覚障がい者及び視覚障がい者等に非常事態を知らせることができる警報装置及び避難設備の設置		有	無

## 20 客室

整備項目		整備基準		整備状況	※
1以上の客室	客室の設置	( 室)		有	無
	構造	高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる十分な床面積	cm× cm = m <sup>2</sup>		
		手すりの設置		有	無
	便所			有	無
	床面積	車いす使用者が円滑に利用することができる平たんで十分な床面積	cm× cm = m <sup>2</sup>		
便座	腰掛便座の設置		有	無	

整備項目		整備基準		整備状況		※
	手すり	便器の両側に手すりの設置 ・ L型手すり ・ 水平手すり		有	無	
	その他	洗浄装置 手洗器 洗面器 非常呼出し装置 棚 ベビーベッド ベビーチェア その他 ( )		有	無	
	出入口の有効幅員	80cm以上			cm	
	出入口の戸の構造	車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造で、戸の前後に高低差がないこと		有	無	
	浴室の構造	車いす使用者が円滑に利用できる浴室の設置		有	無	

## 21 改札口及びレジ等の通路

整備項目		整備基準		整備状況		※
1以上の改札口及びレジ等の通路	改札口及びレジ等の通路の設置			有	無	
	有効幅員	90cm以上			cm	
	段	車いす使用者が通過する際に支障となる段		有	無	
	表面の仕上げ	粗面、又は滑りにくい材料の仕上げ		有	無	

## 22 エスカレーター

整備項目		整備基準		整備状況		※
エスカレーター	エスカレーターの設置			有	無	
	ステップ	水平部分は、3枚以上			枚	
	乗降口まわり	乗降口の両側の移動てすりの水平部分の長さは、ステップ前後それぞれ120cm以上	ステップ前 ステップ後	cm cm		



## 整備項目表 (公園等)

施設の所在地	
施設の名称	

- 1 各項目について、該当するものを○で囲み、又は数値を記入してください。  
 2 ※欄は記入しないでください。

### 1 出入口

整備項目	整備基準	整備状況	※		
1以上の出入口	表面の仕上げ	滑りにくい材料の仕上げ	有 無		
	水平面	出入口からの水平距離が150cm以上の水平面を確保	有 無		
		排水のための縦断勾配は1%以下 地形の状況等によりやむを得ない場合は2%未満		%	
	段	車いす使用者が通過する際に支障となる段	有 無		
	やむを得ず段を設ける場合	縦断勾配8%以下で横断勾配を設けない 傾斜路の設置	縦断 横断	% %	
	有効幅員	120cm以上 地形の状況等によりやむを得ない場合は90cm以上	有 無		
	視覚障がい者用床材	誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設 ・色→原則として黄色 ・1の大きさ→原則として縦横30cm ・日本工業規格T9251に適合	色 大きさ 適合	有 無 cm 有・無	
		出入口から30cm離れた位置に出入口の全幅を網羅するように2枚を1列に敷設		有 無	
	車止め	ポール型を90cm間隔で設置 (車道に接する出入口には、逆U字型を出入口の前後左右に120cm間隔で設置)	有 無		

2 園路

整備項目		整備基準	整備状況	※
主要な園路	路面の仕上げ	滑りにくい材料の仕上げ，かつ，平たん	有 無	
	段	車いす使用者が通過する際に支障となる段	有 無	
	段に併設する傾斜路及び踊場		有 無	
	有効幅員	120cm以上(段を併設する場合は，90cm以上)	cm	
	勾配	縦断勾配8%以下，横断勾配を設けない	縦断 % 横断 %	
	踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	有 無	
	手すり	両側に連続して設置	有 無	
	表面の仕上げ	粗面，又は滑りにくい材料の仕上げ	有 無	
	傾斜路の識別	踊場及び傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいもの	有 無	
	注意喚起用 床材	傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場に注意喚起用床材の敷設 ・色→原則として黄色 ・1の大きさ→原則として縦横30cm ・日本工業規格T9251に適合	色	
			大きさ cm 適合 有・無	
	有効幅員	180cm以上 地形の状況等によりやむを得ない場合は120 cm以上とし，園路の末端付近を車いすの転回に支障のないの広さとし，かつ，50m以内ごとに車いすが転回できる広さの場所を設置	cm	
	縦横勾配	5%以下 地形の状況等によりやむを得ない場合は8%以下	%	
	横断勾配	1%以下 地形の状況等によりやむを得ない場合は2%以下	%	
	障害物	高さ200cmまでの垂直方向の空間の障害物	有 無	
	視覚障がい者用 床材	誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設 ・色→原則として黄色 ・1の大きさ→原則として縦横30cm ・日本工業規格T9251に適合	色	
大きさ cm 適合 有・無				
	危険箇所から30 cm離れた位置に，危険箇所の全幅を網羅するように敷設	有 無		
排水溝	車いす車輪及び杖等が落ち込まない構造	有 無		

## 3 階段

整備項目		整備基準	整備状況		※
階段	手すり	両側に連続して設置	有	無	
	形状	丸状で直径4cm程度	形状 直径	cm	
	素材	堅固で耐候性があるもの	有	無	
	構造	端部は突出しない構造	有	無	
	点字表示	点字で行き先情報を日本工業規格 T0921 に適合する表示方法により表示	有	無	
	表面の仕上げ	滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たん	有	無	
	視覚障がい者用床材	誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設		有	無
・色→原則として黄色 ・1の大きさ→原則として縦横30cm ・日本工業規格 T9251 に適合		色 大きさ 適合	有・無	cm	
	登り口、降り口及び踊場には、階段の端部から30cm離れた位置に注意喚起用床材を敷設		有	無	

## 4 案内表示

整備項目		整備基準	整備状況		※
案内表示	案内表示の設置		有	無	
	設置位置及び表記方法	高齢者、障がい者等が確実に目的の場所に到達できるよう配慮されたもの ・設置位置 (箇所) ・表記方法 (表示板の大きさ、文字、点字、その他)			
		園路上に突き出す案内表示の下端の高さは、地上200cm以上		有	無
	手話通訳等の聴覚障がい者、視覚障がい者等に配慮したサービスが受けられる旨を見やすい方法により表示		有	無	

5 便所

整備項目	整備基準	整備状況	※	
1以上の便所(男子用及び女子用の区分があるときはそれぞれ1以上)	車いす使用者用便所の設置 (男子用 箇所・女子用 箇所・共用 箇所)	有 無		
	便房	有 無		
	床面積	車いす使用者が円滑に利用することができ る平坦で十分な床面積	cm×cm = m <sup>2</sup>	
	便座	日本工業規格に適合する腰掛便座の設置	有 無	
	手すり	便器の両側に、日本工業規格に適合する手すりの設置	有 無	
	その他	洗浄装置 手洗器 洗面器 非常呼出し装置 棚 ベビーベッド ベビーチェア その他( )	有 無	
		便器洗浄ボタン及び呼出しボタンの形状、色及び配置は、日本工業規格S0026に適合	有 無	
	便房及び便所の出入口	車いす使用者が通過する際に支障となる段	有 無	
	やむを得ず段を設ける場合	傾斜路を併設	有 無	
	有効幅員	それぞれ80cm以上	便房 cm 便所 cm	
	戸の構造	車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造で、戸の前後に高低差がないこと	有 無	
	車いす使用者用便房の表示	便所の出入口付近に車いす使用者便房を設置した旨を見やすい方法により表示	有 無	
水栓	容易に操作できる水栓の設置	有 無		
男子用小便器のある便所	男子用小便器 受け口の高さが35cm以下(低リップ型)の小便器の設置	有 無		

6 駐車場

整備項目	整備基準	整備状況	※
駐車場	駐車場の設置(車いす使用者用駐車施設数 台分)	有 無	
	設置位置	建築物の主要な出入口から駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設置	有 無
	駐車施設の幅	350cm以上	cm

整備項目		整備基準		整備状況		※
	表面の仕上げ	滑りにくい材料で仕上げ，かつ，平たん		有	無	
	駐車区画の表示	車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示		有	無	
	駐車施設と園路の間	車いす使用者が通過する際に支障となる段		有	無	
	車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路			有	無	
	表面の仕上げ	粗面，又は滑りにくい材料の仕上げ		有	無	
	段			有	無	
	手すり	手すりの設置		有	無	
	構造	回り段		有	無	
	表面の仕上げ	粗面，又は滑りにくい材料の仕上げ		有	無	
	階段の識別等	路面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により，識別しやすく，かつ，つまづきにくい構造		有	無	
	車いす使用者用駐車施設に至る1以上の駐車場内の通路			有	無	
	表面の仕上げ	粗面，又は滑りにくい材料の仕上げ		有	無	
	段			有	無	
	手すり	手すりの設置		有	無	
	構造	回り段		有	無	
	表面の仕上げ	粗面，又は滑りにくい材料の仕上げ		有	無	
	階段の識別等	路面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により，識別しやすく，かつ，つまづきにくい構造		有	無	
	有効幅員	120cm以上			cm	
	高低差	傾斜路及びその踊場の設置		有	無	
		車いす使用者用特殊構造昇降機の設置		有	無	
	傾斜路・踊場の構造	有効幅員	120cm以上(段を併設する場合は，90cm以上)			cm
勾配		縦断勾配8%以下，横断勾配を設けない		縦断	%	
				横断	%	
踊場		高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		有	無	
	手すり	両側に連続して設置		有	無	

整備項目		整備基準	整備状況	※
	表面の仕上げ	粗面、又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無
	傾斜路等の識別	踊場及び傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいもの	有	無
	駐車施設の表示	道路から駐車場へ通じる出入口又は経路に車いす使用者用駐車施設がある旨を見やすい方法により表示	有	無

## 7 水飲器

整備項目		整備基準	整備状況	※
水飲器	水飲器の設置		有	無
	構造	水飲器の1以上は、車いす使用者の利用に配慮した高さ(70~75cm程度)とし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間(高さ65cm程度・奥行き45cm程度)の確保	有	無
	給水栓	容易に操作できる水栓の設置	有	無
	水飲場周辺のスペース	車いす使用者の利用に配慮した使用方向150cm以上、幅150cm以上の水平部分の確保	cm× =	cm m <sup>2</sup>
	床面の仕上げ	滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たん	有	無
	段	車いす使用者の利用に支障となる段	有	無

## 8 ベンチ

整備項目		整備基準	整備状況	※
ベンチ	構造	高齢者、障がい者等の休憩用の施設としてベンチの設置	有	無



## 整備項目表 ( 道 路 )

施 設 の 所 在 地	
施 設 の 名 称	

- 1 各項目について、該当するものを○で囲み、又は数値を記入してください。  
 2 ※欄は記入しないでください。

### 1 歩道

整 備 項 目	整 備 基 準	整 備 状 況	※	
歩道	構造	歩道の車道等に対する高さは5cm（セミフラット構造）を原則	cm	
	セミフラット構造が困難な場合	すり付け部の縦断勾配を5%以下、地形の状況等によりやむを得ない場合は、8%以下	%	
		車両が歩道を横断する部分は、歩道が平坦となる部分を設置	有   無	
	路面の仕上げ	平たんで滑りにくく水はけのよい仕上げ	有   無	
		横断勾配1%以下、地形の状況等によりやむを得ない場合は2%以下	%	
	幅員	200cm以上	cm	
	歩道・車道の分離	構造上明確に分離 (分離方法 )	有   無	
		緑石の車道等に対する高さは15cm以上	cm	
	歩道と車道が接続する部分	歩道の巻込部並びに横断歩道における歩道と車道のすりつけ部及び横断歩道における中央分離帯と車道のすりつけ部の段差は、2cm以下とし、かつ、車いす使用者の通行に支障とならないもの	cm	
		段差に接続する歩道等の部分は、車いす使用者が円滑に転回できる構造	有   無	
	視覚障がい者用床材	誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設 ・色→原則として黄色	有   無	
		・1の大きさ→原則として縦横30cm ・日本工業規格T9251に適合	色 大きさ cm 適合 有・無	
	排水溝	車いす車輪及び杖等が落ち込まない構造	有   無	

2 横断歩道橋及び地下横断歩道

整備項目		整備基準	整備状況		※
横断歩道橋及び地下横断歩道	有効幅員	階段は150 cm以上	cm		
		通路は200 cm以上	cm		
	手すり	階段、傾斜路及び踊場の両側に手すりを設置	有	無	
	構造	回り段	有	無	
	路面の仕上げ	平たんで滑りにくく水はけのよい仕上げ	有	無	
	階段の識別等	路面の色をけあげの色と明度の差の大きいもの とすること等により、識別しやすく、かつ、つ まづきにくい構造	有	無	
	柵等の工作物	階段、通路及び傾斜路の両側には、立ち上がり 部及び柵その他これに類する工作物を設置	有	無	
		階段又は傾斜路の下面と歩道等の路面との間が 250cm以下の歩道等の部分への進入を防ぐため 必要がある場合は、柵その他のこれに類する工 作物を設置	有	無	
	踊り場	高さが3mを超える階段は、途中に踊場を設置	有	無	
		踊場の踏み幅は、直階段の場合は120cm、 その他の場合は幅員の値以上	cm		
	通路の勾配	縦断勾配及び横断勾配を設けない	縦断 横断	% %	
	視覚障がい者用 床材	階段の上端に近接する歩道、傾斜路及び踊場の 部分に誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設 ・色→原則として黄色 ・1の大きさ→原則として縦横30cm ・日本工業規格T9251に適合	有	無	
色 大きさ 適合			cm 有・無		

3 乗降車場

整備項目		整備基準	整備状況		※
乗降車場	構造	上屋、ベンチの設置その他高齢者、障がい者等 に配慮した構造 (上屋、ベンチ、その他 )	有	無	
	バス停留所	停留所を設ける歩道等の車道に対する高さは、 15 cmを標準	cm		

4 案内表示

整備項目		整備基準	整備状況	※
案内表示	案内表示の設置		有   無	
	設置位置及び 表記方法	通路の要所に公共施設等の案内表示の設置	有   無	
		高齢者、障がい者等が確実に目的の場所に到達できるよう 配慮されたもの ・ 設置位置 ( 箇所 ) ・ 表記方法 ( 表示板の大きさ, 文字, 点字, その他 )		

## 整備項目表 (建築物以外の公共交通機関の施設)

施設の所在地	
施設の名 称	

- 1 各項目について、該当するものを○で囲み、又は数値を記入してください。  
 2 ※欄は記入しないでください。

1 出入口

整備項目		整備基準	整備状況		※
1以上の出入口	有効幅員	90cm以上 構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上	cm		
	戸の構造	自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造、かつ、戸の前後に高低差がないこと	有	無	
	段	車いす使用者が通過する際に支障となる段	有	無	
	案内所等	カウンターを設ける場合は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものを設置	有	無	
		乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）を設ける場合は、聴覚障がい者が文字による意思疎通を図るための設備を設置	有	無	

2 改札口

整備項目		整備基準	整備状況		※
1以上の改札口	有効幅員	90cm以上	cm		
	段	車いす使用者が通過する際に支障となる段	有	無	
	表面の仕上げ	粗面、又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無	
	自動改札機	付近に自動改札機への進入の可否を容易に識別することができる方法で表示	有	無	

3 通路等

整備項目		整備基準	整備状況		※	
通路等	表面の仕上げ	粗面、又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無		
	有効幅員	140cm以上 構造上の理由によりやむを得ない場合は、120cm以上とし、通路の末端付近を車いすの転回に支障のない広さとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設置		cm		
	照明設備	照明設備の設置	有	無		
	段		有	無		
	手すり	手すりの設置	有	無		
	構造	回り段	有	無		
	表面の仕上げ	粗面、又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無		
	階段の識別等	踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	有	無		
	改札口から乗降場に至るすべての経路に高低差がある場合の1以上の通路等			有	無	
	高低差	傾斜路及びその踊場の設置	有	無		
		車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	有	無		
	傾斜路及び踊場の構造	有効幅員	120cm以上(段を併設する場合は、90cm以上)		cm	
		勾配	1/12以下(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下)	有	無	
		踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	有	無	
		手すり	両側に手すりの設置	有	無	
表面の仕上げ		粗面、又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無		
傾斜路等の識別		踊場及び傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいもの	有	無		
視覚障がい者用床材		公共用通路と車両等への乗降口との間の経路を構成する通路等に、誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設 ・色→原則として黄色 ・1の大きさ→原則として縦横30cm ・日本工業規格T9251に適合	有	無		
		色 大きさ	cm 適合 有・無			

4 階段

整備項目		整備基準	整備状況	※
階段	手すり	両側に手すりの設置	有	無
		手すりの端部の付近に、階段の通ずる場所を示す点字の貼付	有	無
	構造	回り段	有	無
		両側に立ち上がり部の設置	有	無
	表面の仕上げ	粗面、又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無
	階段の識別等	踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	有	無
	照明設備	照明設備の設置	有	無
	注意喚起用床材	階段の上端及び下端に近接する通路等及び踊場の部分に注意喚起用床材の敷設 ・色→原則として黄色 ・1の大きさ→原則として縦横30cm ・日本工業規格T9251に適合	色	
大きさ cm 適合 有・無				

5 エレベーター

整備項目		整備基準	整備状況	※
改札口から乗降場 に至る経路に5m 以上の高低差があ る場合に設けるエ レベーター	エレベーターの設置 (基)		有	無
	かごの幅及び 床面積	140cm以上 (床面積1.89㎡以上)	cm	人乗
	かごの奥行	135cm以上	cm	
	かごの平面形状	車いすの転回に支障のない平面形状	有	無
	かご内の表示 装置	かごの停止する予定の階並を表示する装置及び 現在位置を表示する装置の設置	有	無
	かご内の音声 装置	かごの到着する階並びにかご及び昇降路の出入 口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置の設置	有	無
	かご及び昇降路 の出入口の有効 幅員	それぞれ80cm以上	かご 昇降路	cm cm
	車いす使用者用 の制御装置	かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用 しやすい位置に制御装置の設置	有	無
	視覚障がい者用 の制御装置	かご内及び乗降ロビーに視覚障がい者が円滑に 操作できる制御装置の設置	有	無
	かごの停止階段	利用居室、車いす使用者が円滑に利用できる便 房、駐車施設、客室等がある階及び直接地上へ 通ずる出入口のある階に停止	有	無
	乗降口ロビーの 幅及び奥行き	それぞれ150cm以上で高低差がなりこ と	幅 奥行き	cm cm



整備項目		整備基準	整備状況		※
	かご内の手すり	かごの左右両面，正面壁の床上75cmから80cmまでのところに手すりの設置		cm	
	かご及び昇降路の出入口の構造	車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡の設置	有	無	
		かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものの設置，又は，かご外及びかご内に画像を表示する設備により，かごの内外にいる者が互いに視覚的に確認できる構造	有	無	
		かご及び昇降路の出入口の戸の開閉時間を延長する機能の設置	有	無	

## 6 エスカレーター

整備項目		整備基準	整備状況		※	
エスカレーター	エスカレーターの設置	上り専用と下り専用をそれぞれ設置	有	無		
	ステップ	水平部分は，3枚以上			枚	
		ステップの表面及びくし板は，滑りにくい仕上げ	有	無		
		ステップの端部の全体がその周囲の部分と色の明度，色相又は彩度の差が大きいことにより，ステップ相互の境界を容易に識別できるもの	有	無		
		くし板の端部とステップの色の明度，色相又は彩度の差が大きいことにより，くし板とステップとの境界を容易に識別できるもの	有	無		
		車いす用の車止めの設置	有	無		
	乗降口まわり	乗降口の両側の移動手すりの水平部分の長さは，ステップ前後それぞれ120cm以上	ステップ前 ステップ後		cm cm	
		行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備		有	無	
エスカレーターの上端及び下端に近接する通路に，エスカレーターへの進入の可否を表示			有	無		

整備項目	整備基準	整備状況	※
注意喚起用床材	エスカレーターの上端及び下端に近接する通路等に注意喚起用床材の敷設 ・色→原則として黄色 ・1の大きさ→原則として縦横30cm ・日本工業規格T9251に適合	有 無 色 大きさ cm 適合 有・無	

## 7 便所

整備項目	整備基準	整備状況	※	
1以上の便所(男子用及び女子用の区分があるときはそれぞれ1以上)	車いす使用者用便房の設置 (男子用 簡所・女子用 簡所・共用 簡所)	有 無		
	水洗器具(オストメイト対応器具)を設けた便房の設置 (男子用 簡所・女子用 簡所・共用 簡所)	有 無		
	便房	有 無		
	床面積	高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる平坦で十分な床面積 cm× cm = m <sup>2</sup>		
	便座	腰掛便座の設置	有 無	
	手すり	便器の両側に手すりの設置 ・L型手すり ・水平手すり	有 無	
	その他	洗浄装置 手洗器 洗面器 非常呼出し装置 棚 ベビーベッド ベビーチェア その他( )	有 無	
	便房及び便所の出入口の有効幅員	それぞれ80cm以上	便房 cm 便所 cm	
	便房及び便所の出入口の戸の構造	車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造で、戸の前後に高低差がないこと	有 無	
	車いす使用者用便房又は水洗器具の表示	便所の出入口付近に車いす使用者用便房又は水洗器具(オストメイト対応器具)を設置した旨を見やすい方法により表示	有 無	
視覚障がい者用の設備	出入口付近に、男子用及び女子用の区別並びに便所の構造を音、点字等により視覚障がい者に示す設備の設置	有 無		
男子用小便器のある便所	受け口の高さが35cm以下(低リップ型)の小便器の設置	有 無		

8 案内表示

整備項目		整備基準	整備状況		※
案内表示	案内表示の設置		有	無	
	設置位置及び表記方法	高齢者、障がい者等が確実に目的の場所に到達できるよう配慮されたもの ・設置位置 (箇所) ・表記方法 ・(表示板の大きさ、文字、点字、その他)			
		手話通訳等の聴覚障がい者、視覚障がい者等に配慮したサービスが受けられる旨を見やすい方法により表示	有	無	
		車両等の運行に関する情報を文字等により表示する設備及び音声により提供する設備	有	無	
		エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所、休憩設備、案内板その他の設備の付近に、これらの設備があることを表示する標識の設置	有	無	
		公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字等により視覚障がい者に示す設備の設置	有	無	
		列車において、車いすスペースに通ずる旅客用乗降口が停止する乗降場の位置を適切な場所に表示	有	無	

9 乗降場

整備項目		整備基準	整備状況		※
乗降場	表面の仕上げ	粗面、又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無	
	転落防止等	線路側以外の端部に転落防止柵の設置	有	無	
		乗降場の縁端及び両端に注意喚起用床材の敷設	有	無	
		発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定で、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができる乗降場に、ホームドア又は可動式ホーム柵の設置	有	無	

整備項目		整備基準	整備状況		※
		列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備	有	無	
		乗降場の縁端と鉄道車両の旅客用乗降口との床面は、互いをできる限り平らにすること	有	無	
		乗降場の縁端と鉄道車両の旅客用乗降口との床面に隙間又は段差がある場合は、車いす使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備を設置	有	無	
	照明設備	照明設備の設置	有	無	
	排水の勾配	排水のための横断勾配は、1%を標準		%	

## 整備項目表 (建築物以外の路外駐車場)

施設の所在地	
施設の名 称	

- 1 各項目について、該当するものを○で囲み、又は数値を記入してください。  
 2 ※欄は記入しないでください。

整備項目	整備基準	整 備 状 況	※	
路外駐車場	駐車場の設置 (車いす使用者用駐車施設数 台分)	有 無		
	設置位置	有 無		
	駐車施設の幅		cm	
	駐車区画の表示	有 無		
	車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路		有 無	
	表面の仕上げ	粗面、又は滑りにくい材料の仕上げ	有 無	
	段		有 無	
	手すり	手すりの設置	有 無	
	構造	回り段	有 無	
	表面の仕上げ	粗面、又は滑りにくい材料の仕上げ	有 無	
	階段の識別等	踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいもの とすること等により、識別しやすく、かつ、つ まづきにくい構造	有 無	
	車いす使用者用駐車施設に至る1以上の敷地内の通路		有 無	
	表面の仕上げ	粗面、又は滑りにくい材料の仕上げ	有 無	
	段		有 無	
	手すり	手すりの設置	有 無	
	構造	回り段	有 無	
	表面の仕上げ	粗面、又は滑りにくい材料の仕上げ	有 無	
	階段の識別等	踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいもの とすること等により、識別しやすく、かつ、つ まづきにくい構造	有 無	
	有効幅員	120cm以上		cm
	高低差	傾斜路及びその踊場の設置	有 無	
車いす使用者用特殊構造昇降機の設置		有 無		

整備項目		整備基準	整備状況	※		
	傾斜路・踊場の構造	有効幅員	120cm以上(段を併設する場合は、90cm以上)	cm		
		勾配	1/12以下(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8)	1/		
		踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	有	無	
		手すり	両側に手すりの設置	有	無	
		表面の仕上げ	粗面、又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無	
		傾斜路等の識別	踊場及び傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいもの	有	無	
	駐車施設の表示	道路から駐車場へ通じる出入口又は経路に車いす利用者用駐車施設がある旨を見やすい方法により表示	有	無		



# 工事完了届出書

年 月 日

宇都宮市長様

届出者 住所  
氏名 印  
電話番号  
〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例第22条の規定に基づき、特定施設の工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

協議番号	第 号
(ふりがな) 施設の名 称	
施設の所在地	
施設の区分(いずれかに○)	建築物・公園等・道路・公共交通機関の施設・路外駐車場
工事種別(いずれかに○)	新設・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替・用途変更
主要用途	
工事完了年月日	年 月 日
施工者又は 設計者	住所又は所在地
	氏名又は名称
	代表者及び担当者氏名 (代表者) (担当者) 電話 ( )

※以下の欄は、記入しないでください。

受付年月日	年 月 日	受付番号	第 号	受付者氏名
処理欄				

# 適合証交付請求書

年 月 日

宇都宮市長様

協議者 住所  
氏名 印  
電話番号

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例第24条第2項の規定に基づき、適合証の交付を請求します。

(ふりがな)							
施設の名 称							
施設の所在地							
施設の区分(いずれかに○)		建築物・公園等・道路・公共交通機関の施設・路外駐車場					
工事種別等(いずれかに○)		新設・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替・用途変更・既存					
主 要 用 途							
規 模 等	建築物	(構造) 造	用 途 内 訳	新 築 等 部 分	既 存 部 分	計	
		(階数)		㎡	㎡	㎡	
		地上 階		㎡	㎡	㎡	
		地下 階		㎡	㎡	㎡	
		合 計		㎡	㎡	㎡	
	公 園 等		施設面積				㎡
	道 路		延長				㎡
	公 共 交 通 機 関 の 施 設		施設面積				㎡
	路 外 駐 車 場		自動車の駐車のために供する部分の面積				㎡
	工 事 完 了 年 月 日		年 月 日				
施 工 者 又 は 設 計 者	住 所 又 は 所 在 地						
	氏 名 又 は 名 称						
	代 表 者 及 び 担 当 者 氏 名		(代表者) (担当者) 電話 ( )				

※以下の欄は、記入しないでください。

受付年月日	年 月 日	受付番号	第 号	受付者氏名
処理欄				

宮 第 号

住 所

氏 名

様

## 勧 告 書

あなたは、宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例第21条第1項の規定による協議をしていないので、同条例第25条第1項の規定により、下記の期限までに当該協議を行うよう次のとおり勧告します。

年 月 日

宇都宮市長

印

(ふりがな) 施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
協 議 開 始 期 限	年 月 日
協 議 先	

宮 第 号

住 所

氏 名 様

## 勸 告 書

あなたの行った工事の内容が事前協議の内容と異なり、宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例第17条第1項に規定する整備基準に適合していないと認められるので、同条例第25条第2項の規定により、次の措置を講ずるよう勧告します。

年 月 日

宇都宮市長 印

(ふりがな) 施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
適合していないと認められる 工事箇所及び理由	
と る べ き 措 置	
履 行 期 限	年 月 日
報 告 期 限	年 月 日
報 告 先	

# 参 考 文 献

本書の作成にあたり、次の図書等を参考にさせていただきました。

## 【初版】

- 高齢者・身体障害者の利用に配慮した建築設計標準  
(財団法人 建築技術教育普及センター, 社団法人 日本建築士連合会 平成6年)
- 「高齢者, 身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の法令等解説  
(財団法人 建築技術教育普及センター, 社団法人 日本建築士会連合会 平成6年)
- 東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル  
(東京都 福祉局 地域福祉推進部 地域福祉振興課 平成8年)
- 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例 施設整備マニュアル  
(栃木県 保健福祉部 保健福祉課 土木部 建築課 平成12年)
- 富山県福祉条例 施設整備マニュアル  
(富山県 厚生部 社会福祉課 平成9年)
- 福岡市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル  
(福岡市 保健福祉局 総務部 計画課 平成11年)
- 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル  
(横浜市 福祉局 地域ケア推進部 福祉のまちづくり課 平成10年)
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置指針・同解説  
(社団法人 日本道路協会 昭和60年)
- 公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン  
(財団法人 運輸経済研究センター 平成6年)

## 【改訂】

- 高齢者, 障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準  
(国土交通省 平成19年)
- 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン  
(国土交通省 平成20年)
- ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり  
(社団法人 日本公園緑地協会 平成20年)
- 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン  
(国土交通省 平成19年)

## 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例 公共的施設整備マニュアル

---

発行日 : 平成22年3月

発行 : 宇都宮市  
〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

編集 : 宇都宮市保健福祉部保健福祉総務課  
TEL 028-632-2919  
FAX 028-639-8825

初版 : 平成12年8月

改訂 : 平成22年3月